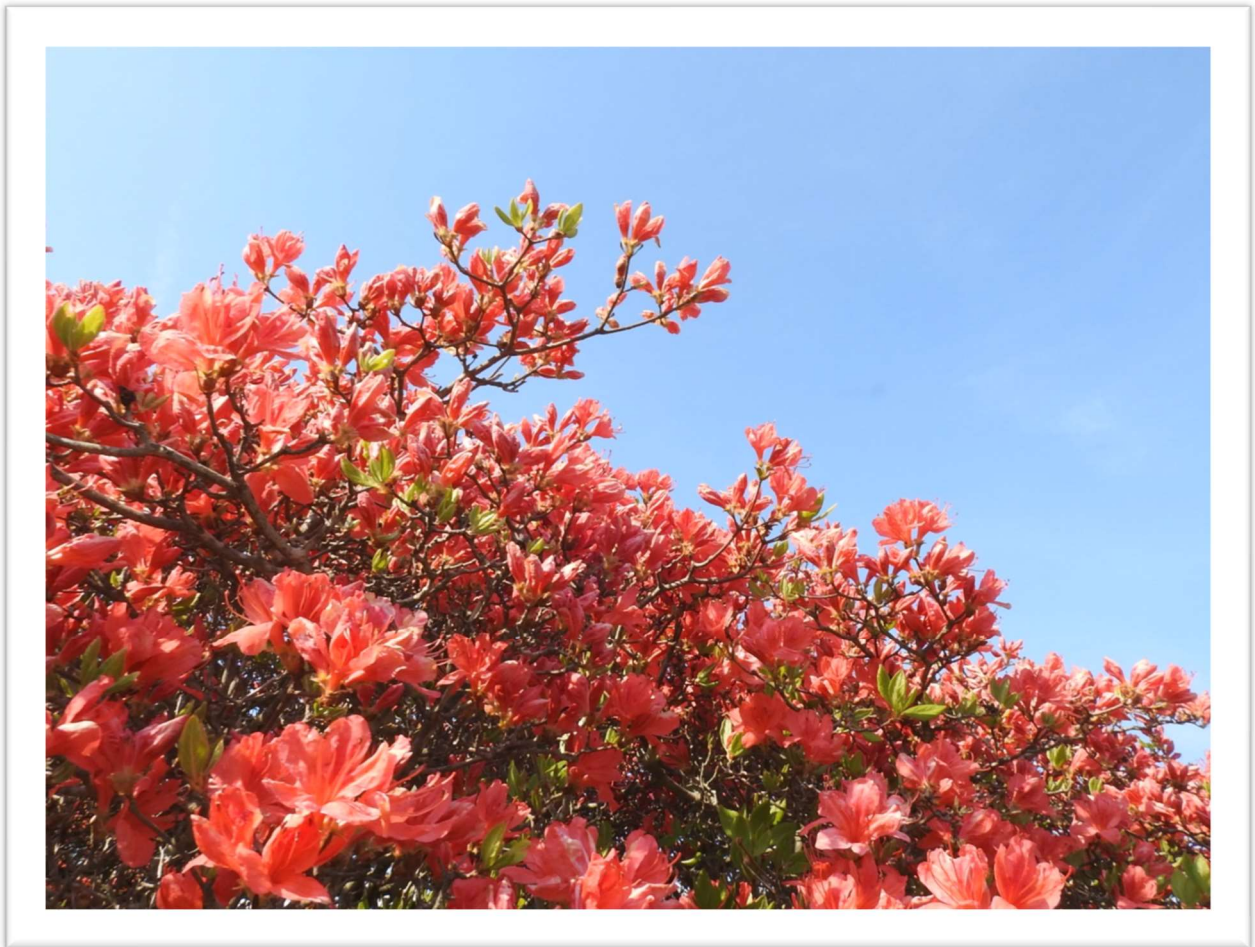


小野町

地球温暖化対策実行計画 (素案)

(事務事業編・区域施策編)



小 野 町

もくじ

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景・意義	1
1. 地球温暖化の現状と影響	1
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向	2
3. 福島県の地球温暖化対策	3
4. 小野町の地球温暖化対策	4
第2節 計画の基本的事項	6
1. 計画の定義と位置づけ	6
2. 計画の期間、基準年度と目標年度	7
3. 計画の対象等	7
第2章 区域の現状	8
第1節 区域の環境特性	8
1. 自然特性	8
2. 社会	8
3. 環境	9
第2節 区域の気候の変化と将来予想	11
1. 小野町の気候の現状	11
2. 小野町の気候の将来予測	12
3. 気候変動影響評価	14
第3節 区域の温室効果ガス排出状況	15
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法	15
2. 区域の温室効果ガス排出量の推移	15
3. 部門別温室効果ガス排出量	16
第4節 区域の再生可能エネルギーの導入状況	18
1. 再生可能エネルギー設備の導入量	18
2. 再生可能エネルギーの発電電力量の推移	19
第5節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計及び森林吸収量の推計	20
1. 将来推計の考え方	20
2. 温室効果ガス排出量の将来推計	20
3. 森林による CO ₂ 吸収量の推計	21

第3章 計画の目標	23
第1節 目指すべき環境像	23
第2節 温室効果ガスの総排出量削減目標	24
第4章 温室効果ガス削減のための取り組み	25
第1節 基本方針	25
第2節 基本方針に基づく施策・指標、取り組み内容	26
基本方針① 再生可能エネルギーの導入・利用促進	26
基本方針② 省エネルギーの推進	27
基本方針③ 脱炭素型まちづくりの推進	28
基本方針④ 循環型社会の推進	29
基本方針⑤ 多様な人々が取り組む環境づくり	30
基本方針⑥ 気候変動適応策の推進	31
第5章 重点プロジェクト	33
第1節 重点プロジェクトの設定	33
第2節 重点プロジェクトの取り組み	34
第6章 地域脱炭素促進事業の促進に関する事項	37
第7章 計画の推進	38
第1節 計画の推進体制	38
1. 庁内推進体制	39
2. 全体的な推進体制	40
3. 広域的な連携	40
4. 「小野町地球温暖化対策検討会」について	40
第2節 計画の進捗管理	41
1. PDCAサイクル	41
2. 取り組み状況の公表	41
用語集	42

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・意義

1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって暖められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14°C程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。世界の平均気温は、1850年～1900年に比べて2011年～2020年で1.1°C上昇し、さらに2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて1.55°C上昇と初めて1.5°Cを超えたことが報告されました。

気候変動対策は、この地球に生きるすべての生き物にとって、避けることのできない喫緊の課題です。現在、産業分野でも多くの企業や事業所がこの問題に取り組んでおり、関係団体だけでなく、国民一人一人が真剣に取り組まなければならない課題になっています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>) より】

(2) 気候変動の影響

気温が高い状態が長期化すると、気候のパターンが変化し、自然界のバランスが崩れます。これにより、地球上のすべての生命体が多くのリスクにさらされます。

地球温暖化に伴う気候変動の将来リスクとして、海面上昇・高潮や洪水・豪雨など8つの主要リスクが挙げられています。

日本でも、記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害の被害、非常に強い台風による大雨暴風被害、高温による熱中症救急搬送人員の増加など、気候変動の影響による気象災害が既に発生している状況です。

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>) より】

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標』などを決定しました。この「パリ協定」により、すべての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC「気候変動に関する政府間パネル」では2023年3月に気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた「第6次評価報告書統合報告」を公表しました。

この中では、現時点の地球温暖ガス排出量水準では目標達成困難となる可能性が高いことが表されており、IPCCでは引き続き地球温暖化の実態把握や予測等の精度向上に向け科学的知見の集積を進め、2023年から第7次の評価サイクルを開始しています。

2023年5月に、広島で開催されたG7広島サミットの首脳共同声明では、エネルギーの安全保障、気候危機、地政学的リスクを一体的に捉え、各国の事情に応じた道筋の中で「ネット・ゼロ」という共通のゴールを目指す各種の取り組みの実施が盛り込まれています。

また、2023年11月・12月までアラブ首長国連邦のドバイで開催されたCOP28では、2021年に英国・グラスゴーで開催されたCOP26で合意された1.5℃目標を達成するための緊急的な行動の必要性が強調され、具体的にすべての部門・すべての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定、2030年までに世界全体での再生可能エネルギー発電を3倍及びエネルギー効率の改善率を2倍とすること、化石燃料からの移行、脱炭素・低炭素技術の促進などが決定されました。

1 海面上昇 高潮 <small>(沿岸、島しょ)</small>	2 洪水 豪雨 <small>(大都市)</small>	3 インフラ 機能停止 <small>(電気供給、医療などのサービス)</small>
4 熱中症 <small>(熱、脱水被害)</small>	将来の 主要なリスク とは？ <small>複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典: IPCC 第6次評価報告書 WGI</small>	5 食糧不足 <small>(食糧安全保障)</small>
6 水不足 <small>(飲料水、灌漑用水の不足)</small>	7 海洋生態系 損失 <small>(漁業への打撃)</small>	8 陸上生態系 損失 <small>(陸域及び内水の生態系損失)</small>

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

地球温暖化対策計画（旧計画）及び第6次エネルギー基本計画が2021年10月に閣議決定されて以降、わずか3年余りの間に、我が国を取り巻くエネルギーに関する情勢は大きく変化しました。国内ではDX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション:化石燃料から太陽光や水素などのクリーンエネルギーへ転換し、産業構造や社会システム全体を改革する活動）の進展による電力需要増加が見込まれる状況となっています。

こうした中、使える技術はすべて活用するとの方針のもと、あらゆる選択肢を追求し、

化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換を進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用すること、2024年に向けては脱炭素が難しい分野においても天然ガス、水素等への転換を図っていくこととしています。

具体的には、NDC（国が決定する貢献）においては、2021年11月に改定した「地球温暖化対策計画」をさらに2025年2月に改定し、「2030年度目標と2050年度ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を弛まず着実に歩いていく」とし、2013年度の温室効果ガス排出量を基準としたうえで2035年度には60%減、2040年度には73%減、2050年度には「ネット・ゼロ」の野心的な目標を掲げています。

2021年5月には改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に『2050年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、第21条第4項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村においても努力義務として求められることとなりました。同年10月には「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定されています。


このほか、2018年6月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。2018年11月には「気候変動適応計画」が策定（2023年5月一部改定）されています。

また、熱中症対策強化のため、2023年4月に「気候変動適応法」が改正、「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症特別警戒アラートを受けて開放することなどが定められました。

3. 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定し取り組みを推進しています。2023年3月に改定された計画では、『県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現』を基本目標に掲げ、温室効果ガス排出削減目標（基準年度2013年度）として、2050年度実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて、2030年度マイナス50%及び2040年度マイナス75%に設定しています。温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と避けられない気候変動への適応（適応策）を地球温暖化対策の両輪として推進することを基本姿勢に取り組んでいくとしています。

図表 1 - 1 福島県地球温暖化対策推進計画「温室効果ガス排出抑制等に関する施策」

温室効果ガス排出抑制に関する施策	
<p>視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底</p> <p>(1) 分野横断 地球に優しい“ふくしま”県民会議を中心とした県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進 等</p> <p>(2) 産業、民生業務部門 産学官金の連携による中小企業の脱炭素に向けた取組支援 等</p> <p>(3) 運輸部門 電動車への転換、公共交通機関の利用促進等</p> <p>(4) 民生家庭部門 ライフスタイルの変革、電化の促進 等</p> <p>(5) 廃棄物部門 廃棄物の排出抑制等の推進、環境に配慮した製品等の購入促進等</p> <p>視点2 再生可能エネルギー等の最大限の活用</p> <p>(1) 再生可能エネルギー等の導入推進 太陽光、風力等の再生可能エネルギー導入支援、公共施設等への率先導入、水素の利活用の推進 等</p> <p>(2) 地域循環型の再生可能エネルギーの利用推進 バイオマス発電事業への支援、木質系、農業系バイオマスエネルギーの利用促進</p> <p>(3) 再生可能エネルギーからカーボン・オフセットへの展開 再エネ導入によるCO₂削減量のクレジット化の周知、展開支援</p> <p>視点3 持続可能な吸収源対策の推進</p> <p>(1) 森林吸収量の確保 森林整備の推進、林業就業者の育成 等</p> <p>(2) 都市緑化の推進 都市公園等の緑地拡大 等</p> <p>(3) 藻場・干潟による吸収量確保 CO₂吸収や水質浄化等の多面的機能を持つ藻場・干潟の保全</p>	<p>視点4 環境・エネルギー関連産業の活性化</p> <p>(1) 環境・エネルギー関連産業の育成・集積 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積、再生可能エネルギー・水素関連産業を担う人材の育成 等</p> <p>(2) 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大 再生可能エネルギー・水素関連分野における販路拡大・海外展開等</p> <p>(3) 新技術の研究・開発 再生可能エネルギー・水素等関連技術開発・事業化の推進、福島イノベーション・コースト構想における実用化開発等の推進 等</p> <p>(4) 水素社会に向けた対応 燃料電池自動車等の導入の推進、水素社会実証地域モデルの形成等</p> <p>視点5 未来のための環境・エネルギー教育の推進</p> <p>(1) 環境・エネルギー教育の充実 学校教育での環境・エネルギーへの意識醸成、森林環境教育の推進 等</p> <p>(2) 指導者の養成</p> <p>視点6 脱炭素型の地域づくりの推進</p> <p>(1) 持続可能なエネルギー社会の構築 自家消費の推進、県産再生可能エネルギーの利活用拡大 等</p> <p>(2) 環境負荷の少ないまちづくりの推進 小売商業施設の適正な配置、交通渋滞の緩和、解消 等</p> <p>(3) 港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成</p> <div style="text-align: center;">  <p>地球にやさしい “ふくしま” 県民会議</p> <p>未来のために 今やろう ゼロカーボン福島</p> </div>

4. 小野町の地球温暖化対策

本町では、2010年に「小野町地球温暖化対策実行計画」を、2020年に「第2次小野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、温室効果ガスの排出は、町民・事業者・行政、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制を進めていくためには、ともに計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・行政のすべての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「第3次小野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定するとともに「同計画（区域施策編）」を策定します。

緩和策と適応策

「緩和策」とは、温室効果ガスの排出を減らす対策のことですが、対して「適応策」は地球温暖化の影響により既に起こりつつある、あるいは起こりえる問題に対する対策のことを指します。

今後の地球温暖化対策は、「緩和策」と「適応策」を組み合わせる実施していくことが重要とされています。

温暖化による悪影響を
減らす 緩和策



温暖化による悪影響に
備える 適応策

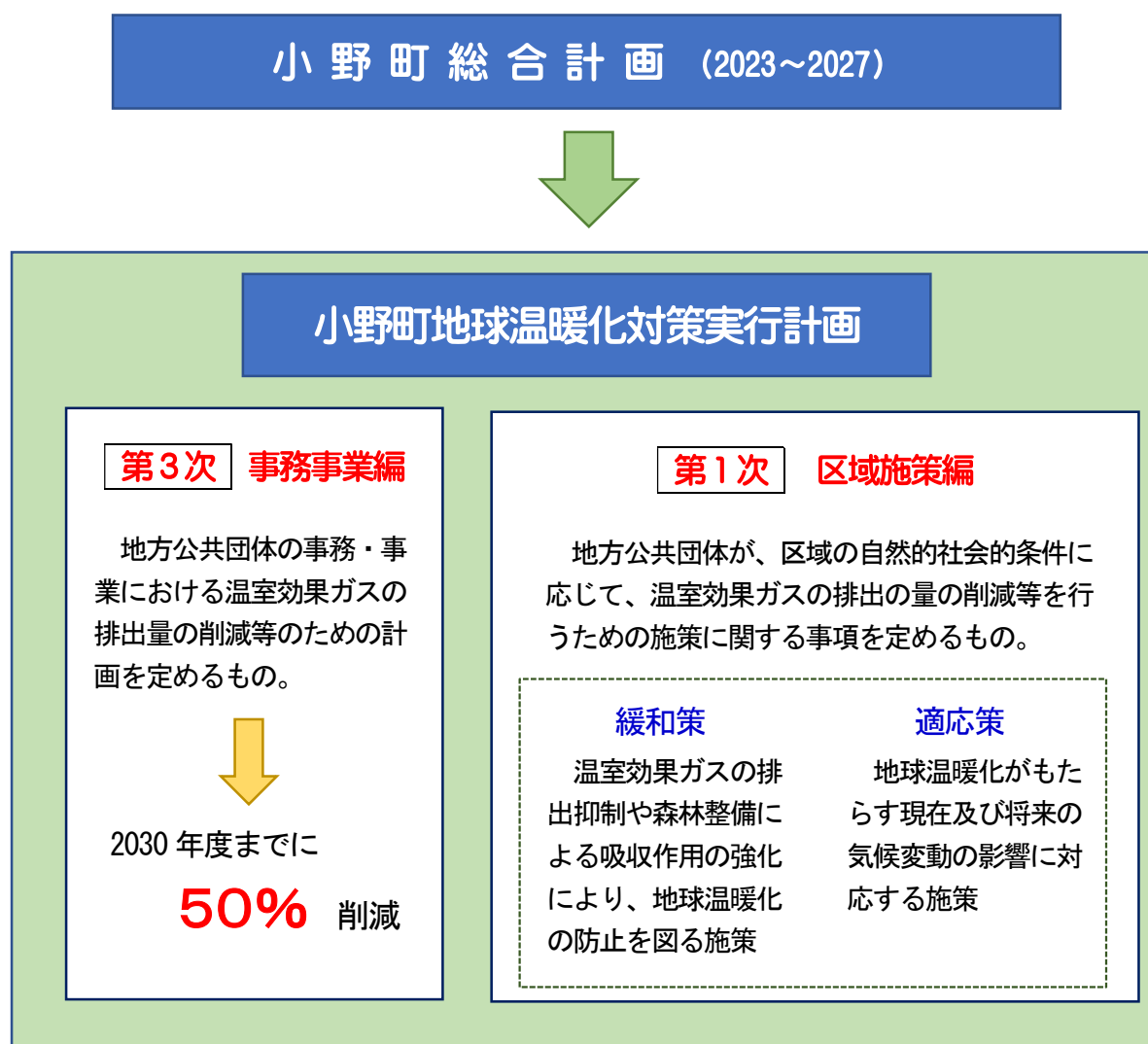
第2節 計画の基本的事項

1. 計画の定義と位置づけ

本計画は、我が国全体における地球温暖化対策の方針を示した「地球温暖化対策の推進に関する法律」と、気候変動への適応を推進していくための「気候変動適応法」に基づくものであり、区域施策編として本町全域における温室効果ガス排出量削減の目標を定めるほか、町民・事業者・行政それぞれにおける省エネルギー活動や再生可能エネルギー導入など、地域全体での温室効果ガス排出量削減につながる取り組みを明確化し、推進していくものとします。

また、本計画は小野町総合計画、小野町人口ビジョン [第2版]・おのまち創生総合戦略、小野町過疎地域持続的発展計画等、本町の各種計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

図表 1-2 小野町地球温暖化対策実行計画の定義と位置づけ



2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

図表 1－2 計画の期間、基準年度、目標年度

計画期間	2026年度（令和8年）～2035年度（令和17年）
基準年度	2013年度（平成25年）
目標年度（中期目標）	2030年度（令和12年）
目標年度（長期目標）	2050年度（令和32年）

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は本町全域とします。また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

図表 1－3 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車等でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 区域の現状

第1節 区域の環境特性

本町の温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを検討するにあたって必要となる区域の自然・社会・環境特性と課題は、以下のとおりです。

1. 自然特性

(1) 本町の地勢

本町は阿武隈山系の中部、田村郡の南部に位置し、四方を標高 700 メートルを越える山々で囲まれています。本町の中央を太平洋に注ぐ右支夏井川が爽やかに流れ、これに沿って平坦地を形づくっています。

標高は市街地で約 400 メートル、まわりを阿武隈中部県立自然公園に囲まれています。ここの北部高柴山にはヤマツツジ約 3 万本の群生、東部矢大臣山にはアヅマギクが群生し多くの観光客を集めており、これらを含め町内 3 カ所が「福島緑の百景」に選定されるなど、優れた自然環境資源を誇っています。

(2) 気候

気候は、年間平均気温 11.5℃であり湿度が低く過ごしやすい一方、平均気温は低く年間を通じて寒暖差が大きいのが特徴です。降水量は年間平均 1,200mm 程度で比較的少なく、内陸性を呈する準高冷地型となっています。

2. 社会

(1) 人口

人口は、2025 年（令和 7 年）の国勢調査（速報値）で人口では、8,334 人（世帯数：3,050 世帯）で、一貫して減少を続けており、2015 年（平成 27 年）の 10,475 人と比較すると、2,141 人（約 20%）減少しています。人口減少の内訳は、出生数を死亡数が上回る自然減、転入数を転出数が上回る社会減が続いており、特に若い世代（10 歳代から 30 歳代）の町外流出が顕著になっています。

合計特殊出生率は、2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）までの 5 年間で 1.31 となっており、全国平均である 1.33、福島県の 1.37 よりも低い水準にあります。当該期間における出生数も 198 人となっており、2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）までの 5 年間における出生数の 394 人と比較すると、ほぼ半減しています。

(2) 産業

小野町の主な産業は、農業と製造業が中心となっています。農業では米作りや畜産に加え、ミネラル野菜（いんげん、にんにく、長いもなど）や黒にんにくなどの特産品もある

ほか、産業の振興と発酵食品による健康づくりを目的として、「発酵のまちづくり」を進めています。製造業では、自動車部品や建設機械部品、プラスチック成形加工、金属加工などの企業が存在します。

(3) 交通

本町の地域公共交通は、J R磐越東線の小野新町駅前を起点として、郡山市・石川町・平田村・いわき市・川内村方面に路線バスが走っており、これらバス路線網の間をうめるようにタクシーを活用するべく、タクシー利用料金助成制度を実施しています。また、広域的な公共交通としてJ R磐越東線、高速バスが路線バスと同様に郡山市・いわき方面へ運行しています。本町では従来からの公共交通利用者の減少傾向に歯止めがかかっておらず、自家用車の利用割合が非常に高い状態になっています。

3. 環境

(1) ごみの排出量

本町の一人あたりのごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、資源ごみの量、リサイクル率については、やや減少傾向にあります。

図表 1-4 一人1日あたりのごみ排出量とリサイクル率の推移

項目	自治体	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	小野町	856 g	837 g	854 g	836 g	757 g
	福島県	1,035 g	1,033 g	1,029 g	1,021 g	968 g
	全 国	918 g	901 g	890 g	880 g	851 g
リサイクル率 (%)	小野町	14.4 %	15.4 %	12.5 %	11.5 %	13.5 %
	福島県	12.7 %	13.2 %	13.3 %	12.8 %	13.2 %
	全 国	19.6 %	20.0 %	19.9 %	19.6 %	19.5 %

(2) 温室効果ガスの排出量

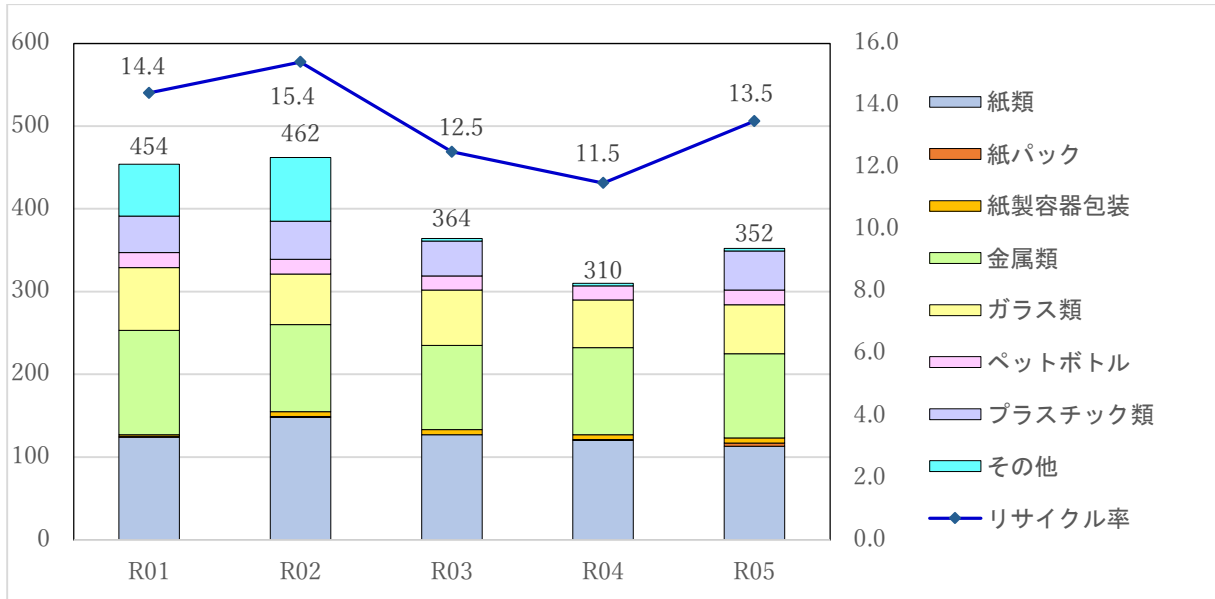
町有施設での業務に関して排出される温室効果ガス排出量は、2019年度（令和元年）で1,224,451t-CO₂で第1次計画目標と比較すると1.3%減少しています。

(3) 町有施設の太陽光発電設備

町有の公共施設については以下の施設に太陽光発電設備が導入されています。

- ・多目的研修集会施設
- ・町民体育館
- ・小野町立小野小学校
- ・小野町立小野中学校

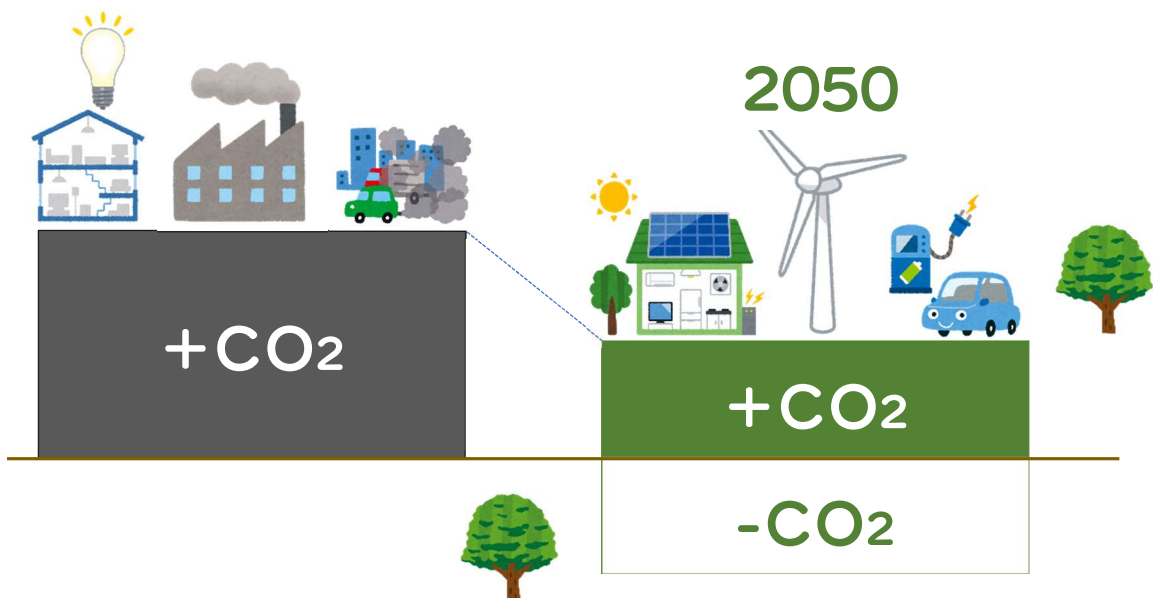
図表 2-1 リサイクル率の推移 (2019年 (令和元年) ~2023年 (令和5年))



【(出典) 一般廃棄物処理事業実態調査】

ネット・ゼロ (カーボンニュートラル) の概念について

政府は、温室効果ガスの排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、「排出される温室効果ガスと吸収される温室効果ガスが同じである」という状態を目指すこととしており、このような状態を「ネット・ゼロ (カーボンニュートラル)」と呼称し、2050年までに「ネット・ゼロ (カーボンニュートラル)」を達成することを政府目標としています。



第2節 区域の気候の変化と将来予想

1. 小野町の気候の現状

2023年3月に、福島県と福島大学が共同で作成し公開された「福島県の気候変動と影響の予測」では、福島県内の主要観測所における現在までの気候についてまとめられています。また、仙台管区気象台のHPでも、福島県内の気候の変化が掲載されています。その中で、小野町に最も近い福島県内の観測地点「福島地方気象台」の気象観測情報から、気候の現状を以下のようにまとめました。

1890年から2020年までの福島の年平均気温は100年あたり1.5°Cの割合で長期的に上昇しているとみられます。また、2015年からの3ヵ年で14.2°Cと過去最高値を記録しました。一方で年平均気温の最低値は、1906年に11.0°Cでした。近年では最高気温が記録更新されていませんが、最高気温に類似した気温がほぼ毎年認められており、最高気温記録上位の日は大半が2010年以降の時期に偏っています。

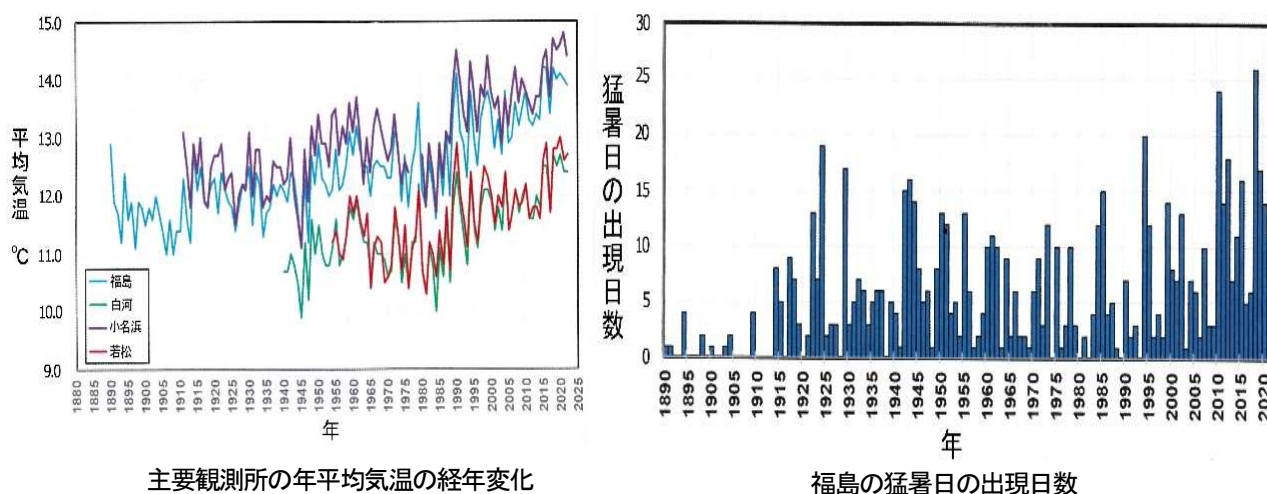
猛暑日についても、出現が増加している傾向は明らかであり、近年になり熱中症など健康被害を引き起こしやすい深刻な気象状況が顕在化していることが示されています。

真冬日（日最高気温0°C未満）の日数については、1980年以降において減少傾向にあることが示されています。

平均年降水量は、1961年から1980年に1,065mmであったことに対して、2001年から2020年の間では1,207mmと増加傾向にあります。ただ、福島県内における降水量の最大と最小の差は1890年から1973年の約2.5倍であり、近年のものではないことから、最近は年降水量の増加傾向が認められるものの、年単位の極端な変動は従来ほどではないことが示されています。

降雪については、大きな変化傾向はみられません。

図表2-2 気象観測情報



【(出典) 福島県の気候変動と影響の予測」2023年3月福島大学】

2. 小野町の気候の将来予測

福島県では、2023年3月に公開された「福島県の気候変動と影響の予測」にて、IPCCの第6次評価報告書に基づき、現在気候(1981~2000年)と2030年期(2021~2040年)、2050年期(2041~2060年)、2100年期(2081~2100年)を比較して、SSP1-2.6(持続可能な発展の下で気温上昇を2.0℃未満に抑える)、SSP2-4.5(中道的な発展の下で気候政策を導入する)、SSP5-8.5(化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない)の3パターンの将来予測のシミュレーションが行われています。

これによると、2100年期には、現在気候と比較して福島県の年平均気温はSSP5-8.5の場合は4.4℃上昇し、現在の宮崎と同程度となりますが、SSP1-2.6の場合は1.5℃の上昇に留まると予測されており、地球温暖化対策の実施如何によって差が顕著に出ています。年間降水量については、気温ほど敏感な温室効果ガス排出の影響はみられませんが、温室効果ガス排出量などの多い側のSSP2-4.5、SSP5-8.5で降水量が増加する傾向がみられます。本町が属する県中地域でも、同様に増加傾向がみられます。

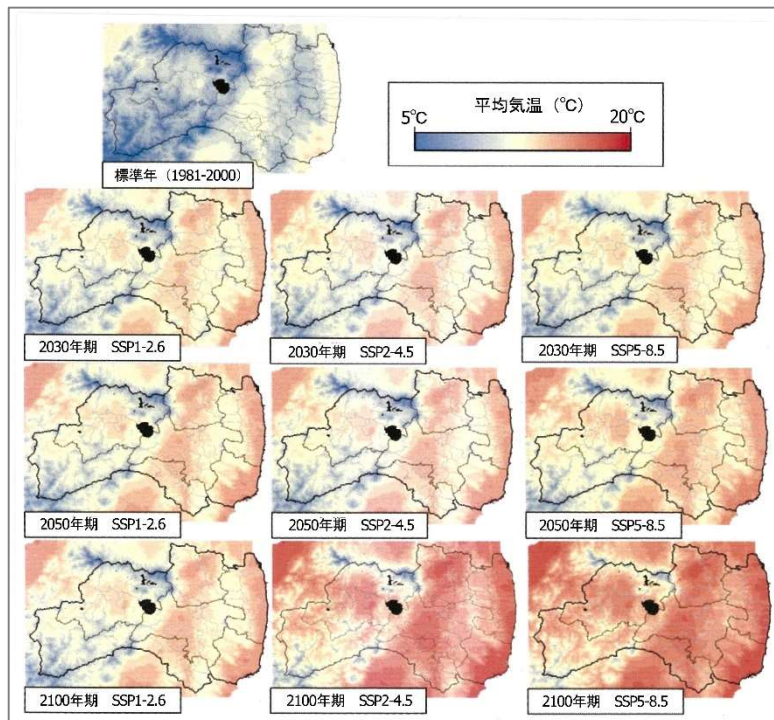
図表2-3 福島県の気候の将来予測

シナリオ	2030年度	2050年度	2100年度
SSP1-2.6	1.2℃	1.5℃ (2.1℃)	1.5℃ (1.9℃)
SSP2-4.5	1.3℃	1.5℃ (1.9℃)	2.5℃ (3.0℃)
SSP5-8.5	1.7℃	2.1℃ (2.1℃)	4.4℃ (5.3℃)

※1 評価標準期間(1981-2000)を基にした平均気温の上昇となります。(評価基準期間:平均気温9.88℃)

※2 ()の参考数値は2015年度(平成27年)の解析結果であり、基準期間も1981-2010年と異なります。

福島県における平均気温予測マップ



シナリオ別の年降水量の変化量

シナリオ	2030 年度	2050 年度	2100 年度
SSP1-2.6	14.0 mm	- 0.3 mm	21.1 mm
SSP2-4.5	133.7 mm	100.0 mm	102.0 mm
SSP5-8.5	43.8 mm	77.5 mm	40.5 mm

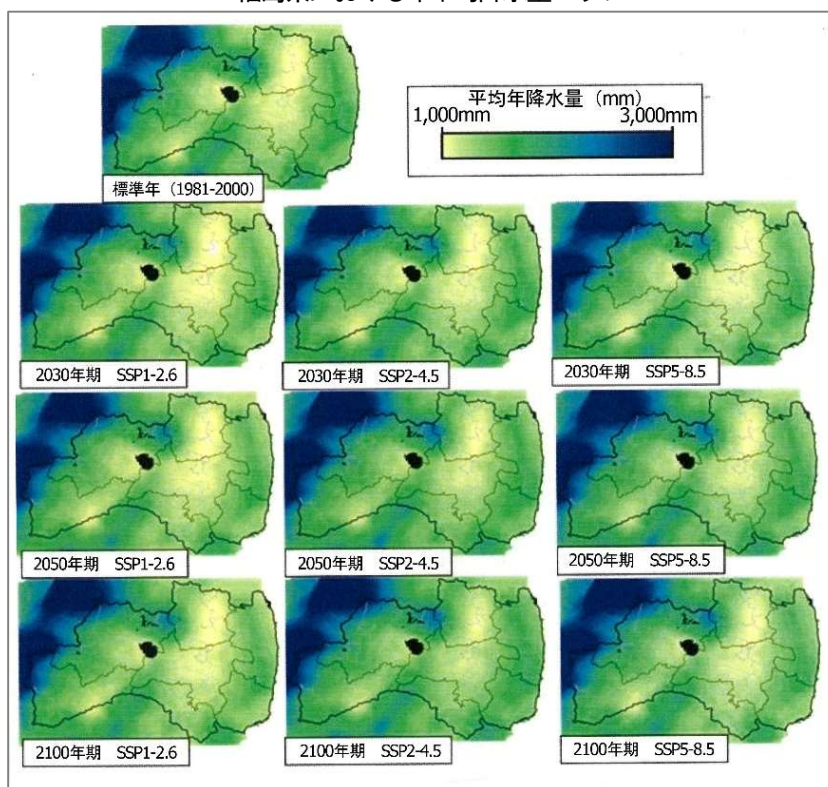
※1 評価基準期間（1988-2000）を基にした年降水量平均値の変化となります。
 (評価基準期間：平均気温 1, 733.9mm)

地域・シナリオ別の年降水量の変化量

年代	シナリオ	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
2030 年期	SSP1-2.6	-36.6	-19.8	-28.2	20.1	-4.0	-41.8	-23.4
	SSP2-4.5	114.0	96.3	119.4	101.8	102.3	121.4	117.5
	SSP5-8.5	39.9	21.9	27.1	28.7	26.7	39.7	39.6
2050 年期	SSP1-2.6	-30.0	-13.0	-20.3	10.6	0.6	-17.1	-22.7
	SSP2-4.5	85.4	72.9	89.9	87.5	91.6	73.9	63.9
	SSP5-8.5	59.1	55.3	72.6	63.1	76.3	54.3	42.7
2100 年期	SSP1-2.6	-28.1	-11.9	-19.8	35.2	14.8	-38.3	-36.2
	SSP2-4.5	107.7	88.4	101.5	91.7	82.4	113.8	105.8
	SSP5-8.5	54.7	12.7	-2.1	48.4	32.7	34.9	-36.6

※1 評価基準期間（1981-2000）を基にした年降水量平均値の変化となります。

福島県における年平均降水量マップ



【(出典)「福島県の気候変動と影響の予測」2023年3月福島大学】

3. 気候変動影響評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び県の気候変動影響評価を踏まえて、本町における気候変動による既往の気候変動影響と将来予測される影響を下表のとおり整理しました。

図表 2-4 項目別気候変動影響評価表

大項目	小項目	既往の気候変動影響	将来予想される影響
農業・林業・漁業	水稻 生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・一等米比率低下 ・収量の減少 ・病害虫分布域拡大 ・水資源の利用方法の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・整粒率や一等米比率低下、水稻の発病増加 ・融雪の早期化等による用水の取水時期への影響
	野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫期の早まり ・生育障害の発生頻度増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な品種選択で影響回避が可能
	果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹の浮皮 ・果実の着色不良、日焼け 	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培適地の北上 ・高温による生育障害
	林業	<ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来影響は不確定
自然生態系	水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・年間降水日数の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・融雪の河川流況の変化
	自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・高山帯・亜高山帯の植生の衰退や分布の変化 ・野生鳥獣の分布拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・渡り鳥等野鳥の経路や時期の変化 ・生物多様性等へのリスク
災害	水害	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年（令和元年）台風第19号による、多くの建築物への浸水被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水を起こしうる河川増加 ・施設の能力を上回る外力による水害が頻発
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間強雨の増加に伴う土砂災害発生件数の増加 ・深層崩壊発生件数の増加 ・降積雪の年変動が増大 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨量増加に伴う集中的な崩壊・土石流の頻発化 ・大量の流木が発生する災害の顕在化
	地域基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・記録的豪雨等による地下浸水、停電や水道等への影響 ・豪雨や台風による道路交通路の遮断等 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等に伴うインフラ・ライフラインへの影響リスク
健康・生活	暑熱	<ul style="list-style-type: none"> ・気温の上昇による超過死亡の増加 ・熱中症搬送者数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱波の頻度増加で熱ストレスによる死亡リスクの増加 ・熱中症搬送者数の倍増
	感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・本町においては特にみられず 	<ul style="list-style-type: none"> ・蚊やダニの分布域の拡大に伴う、感染症の拡大
産業	金融・保険	<ul style="list-style-type: none"> ・保険損害の著しい増加と恒常的に被害が出る確率上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害とそれに伴う保険損害の増加
	観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・本町においては特にみられず 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然資源を活用したレジャーへの影響

第3節 区域の温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

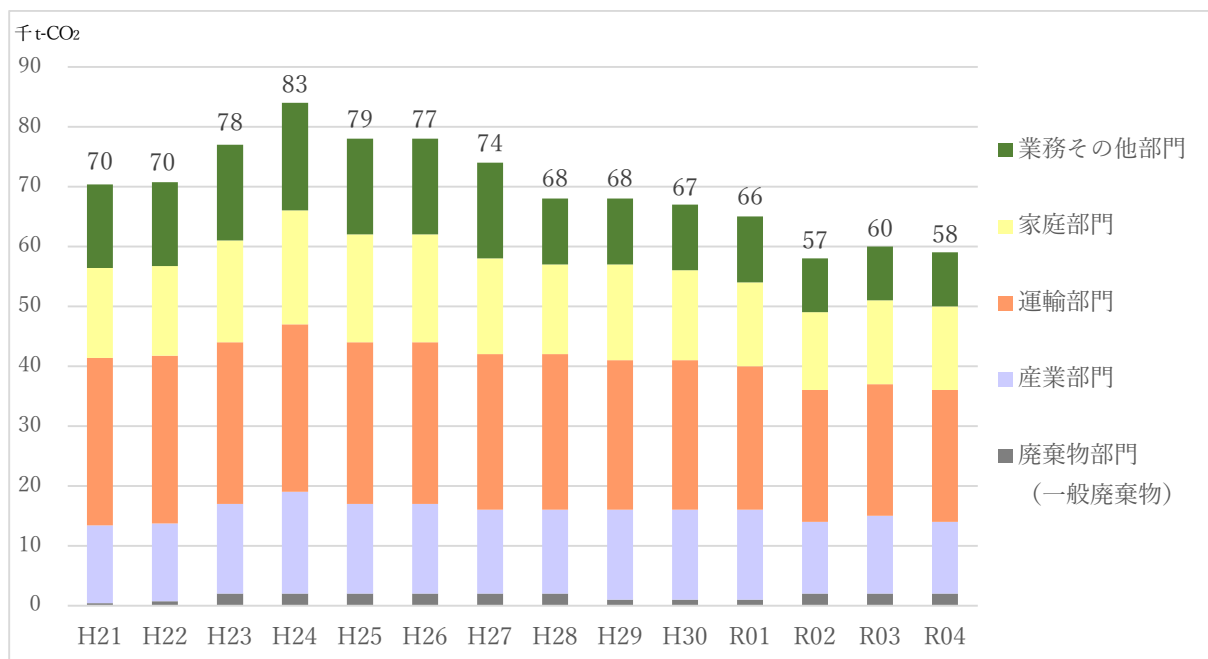
本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2014（平成26）年度以降は減少傾向にあります。直近の2022年度（令和4年度）の排出量は、58千t-CO₂ でした。

図表 2-5 温室効果ガス排出量の推移



【(出典) 自治体排出量カルテ】

3. 部門別温室効果ガス排出量

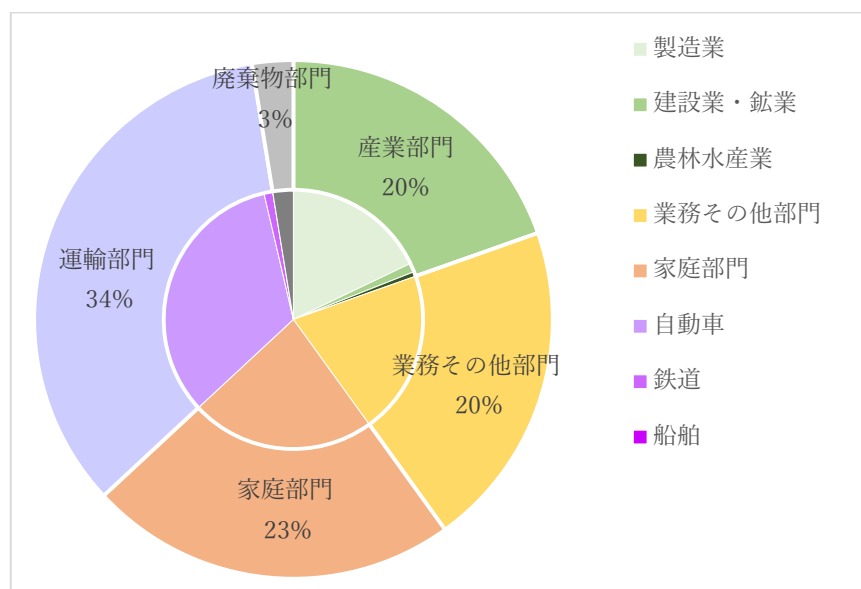
基準年度である 2013 年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門が約 34%、次いで家庭部門が 23%、業務その他部門と産業部門が約 20%、廃棄物分野（一般廃棄物）からの排出量が約 3%となっています。

なお、直近年度である 2021 年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門が約 39%、次いで家庭部門が 24%、産業部門が 19%、業務その他部門から 15%、廃棄物分野（一般廃棄物）からの排出量が約 3%となっています。

また、県や全国と小野町を比較すると、運輸部門、家庭部門が占める割合が多く、産業部門割合が少なくなっています。

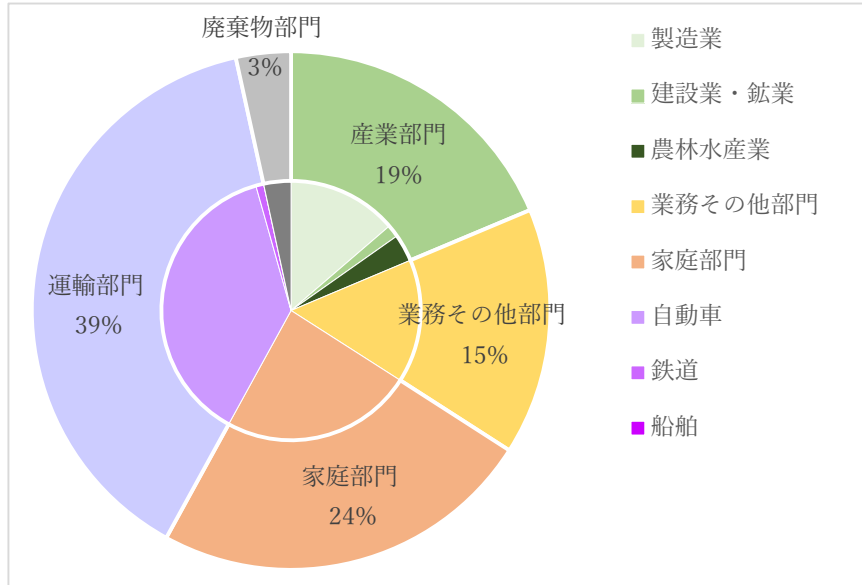
なお、部門別温室効果ガス排出量の推移では、運輸部門と家庭部門が増加傾向にあります。

図表 2-6 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



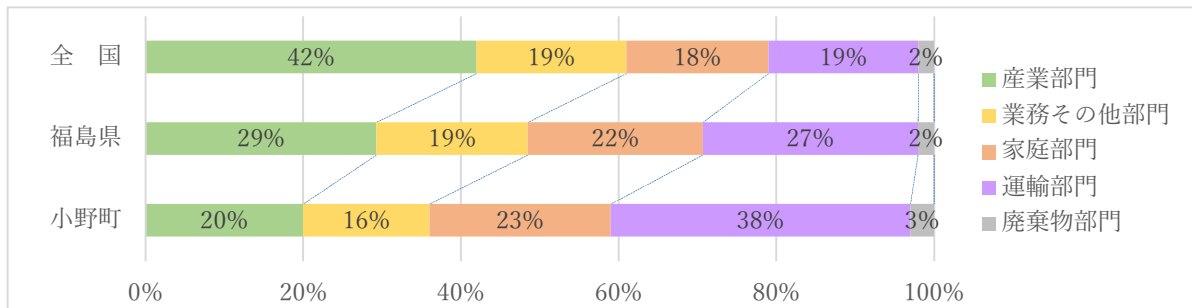
【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2-7 2021 年（令和 3 年）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2-8 2021 年度の部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）



【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2-9 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門・分野	部門・分野別 CO2 排出量													
	2009 年度 (平成 21 年度)	2010 年度 (平成 22 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2012 年度 (平成 24 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
合計	70	70	78	83	79	77	74	68	68	67	66	57	60	58
産業部門	13	13	15	17	15	15	14	14	15	15	15	12	13	12
製造業	11	12	13	15	14	12	11	11	11	12	12	8	10	8
建設業・鉱業	0.79	0.80	1	1	0.86	0.79	0.80	0.83	0.85	0.81	0.75	0.93	1	0.91
農林水産業	0.71	0.67	0.63	0.63	0.46	2	2	3	3	2	2	3	2	2
業務その他部門	14	14	16	18	16	16	16	11	11	11	11	9	9	9
家庭部門	15	15	17	19	18	18	16	15	16	15	14	13	14	14
運輸部門	28	28	27	28	27	27	26	26	25	25	24	22	22	22
自動車	27	27	27	27	26	26	26	25	25	24	24	21	21	22
旅客	13	13	13	13	13	12	12	12	12	11	11	10	9	10
貨物	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12
鉄道	0.68	0.70	0.79	0.85	0.86	0.81	0.78	0.75	0.71	0.65	0.62	0.58	0.56	0.55
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	0.38	0.73	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2

※表中の内訳と小計・合計は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

【(出典) 自治体排出量カルテ】

第4節 区域の再生可能エネルギーの導入状況

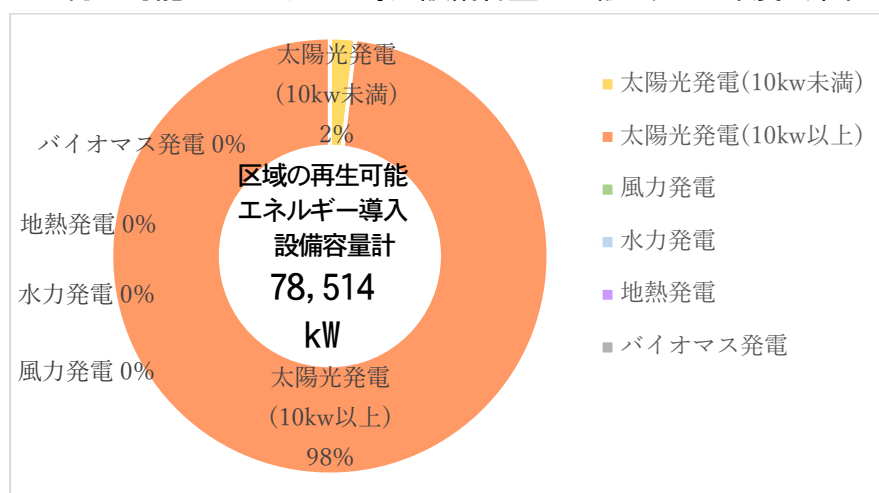
1. 再生可能エネルギー設備の導入量

再生可能エネルギーの導入量は、近年大幅に増え、2022年度（令和4年度）の導入容量は78,514kWでした。発電電力量にすると103,674MWhで、区域の電気使用量の230.0%を賄えるほどとなっています。再生可能エネルギーの種類は太陽光発電のみとなっており、10kW未満が314件に対して、10kW以上が83件と近年は10kW以上の規模の大きいものが増加傾向にあります。

本町において、たくさんの再生可能エネルギー設備が導入されている一方、地域内で再生可能エネルギーが活用されているとは限りません。

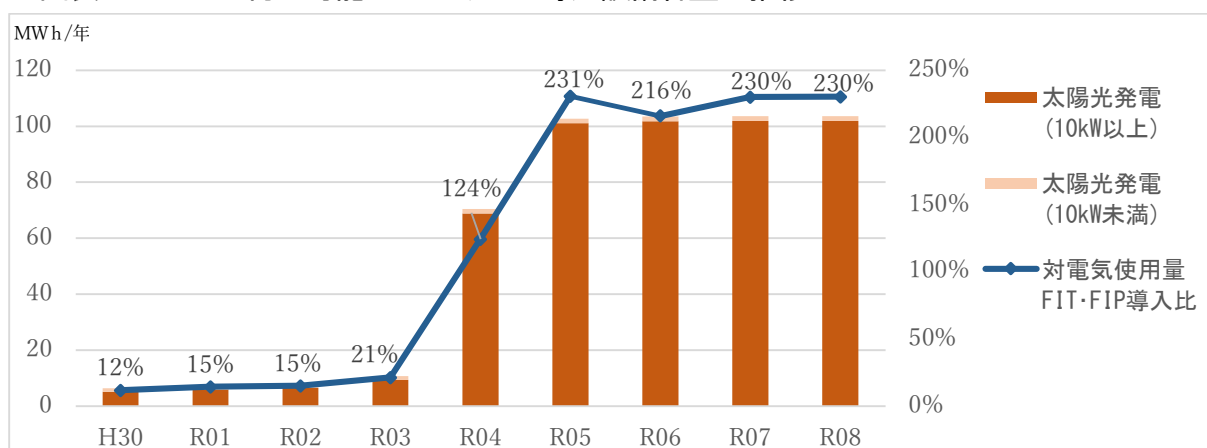
また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT・FIP制度）では、買取期間が家庭用太陽光発電が10年、産業用太陽光発電が20年となっており、買取期間が終了した後の受け入れ先の対応を今のうちから検討していかなければなりません。

図表2-10 再生可能エネルギーの導入設備容量の内訳（2023年度（令和5年）時点）



【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表2-11 再生可能エネルギーの導入設備容量の推移（2018年度（平成30年）～2026年度（令和8年））



【(出典) 自治体排出量カルテ】

2. 再生可能エネルギーの発電電力量の推移

太陽光発電設備から生み出される発電電力量は年間 103,674MWh と推計され、本町の電気使用量 44,997MWh を大きく上回る数値となっていますが、実際には家庭用に消費される電力を除いた発電量については売電されていることから、区域の電力使用量の大部分については化石燃料等の枯渇性エネルギーによる発電で賄われていると資料されます。

よって、今後も家庭・事業所に自家消費用太陽光発電設備等を設置するなど、エネルギーの地産地消推進に向けた取り組みの継続が必要となります。

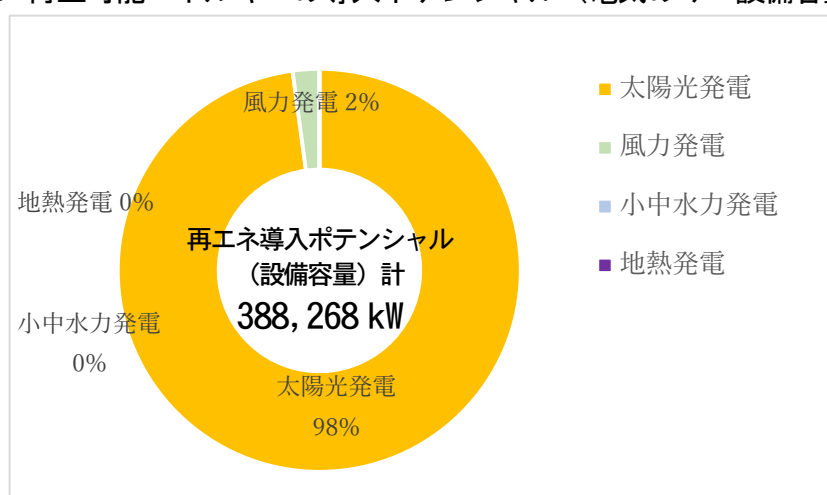
また、バイオマス発電については、森林由来であれば森林面積の減少にも繋がることから懸念されるため、その有効性等も考慮し、慎重に検討をすすめる必要があります。

図表 2-12 再生可能エネルギーによる発電電力量の推移 (2015年度(平成27年)～2023年(令和5年))

	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量								
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
太陽光発電量(10kw未満)	1,182	1,292	1,341	1,406	1,516	1,621	1,665	1,743	1,769
太陽光発電量(10kw以上)	5,134	5,843	6,522	9,307	63,892	101,126	101,840	101,905	101,905
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	6,316	7,135	7,863	10,713	65,409	102,747	103,505	103,648	103,674
区域の電気使用量	53,044	49,242	51,830	50,092	52,589	44,513	47,940	44,997	44,997
対電気使用量 FIT・FIP導入比	11.9%	14.5%	15.2%	21.4%	124.4%	230.8%	215.9%	230.3%	230.4%

【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2-13 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル (電気のみ・設備容量)



【(出典) 自治体排出量カルテ】

第5節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計及び森林吸収量の推計

1. 将来推計の考え方

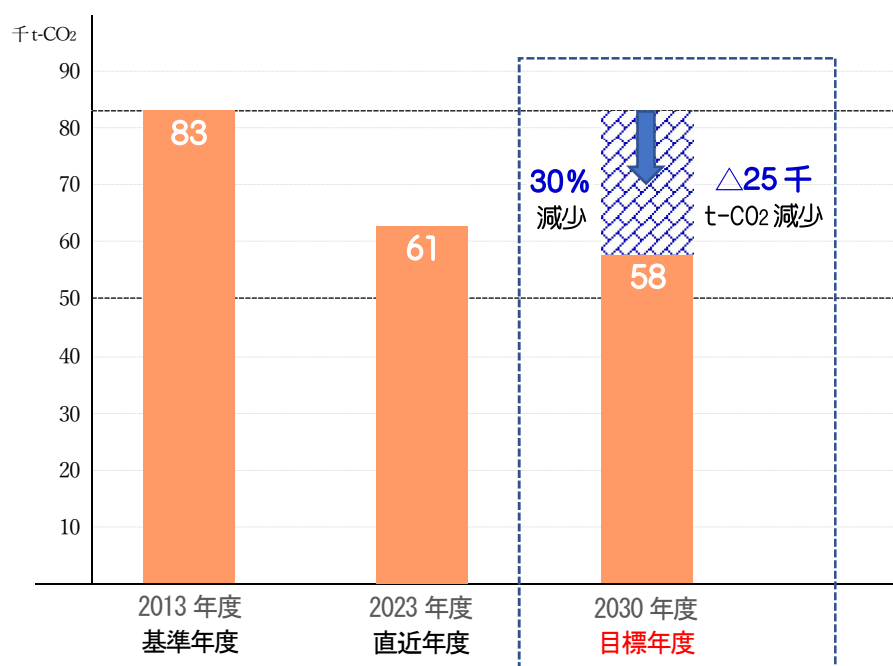
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合の温室効果ガス排出量（BAU 排出量）を推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本町の温室効果ガス排出量に、「小野町人口ビジョン」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

本町の温室効果ガス排出量は、2030 年度は 58 千 t-CO₂（2013 年度比△30%）と推計されました。今後、小野町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図表 2-14 温室効果ガス排出量の将来推計（BAU 排出量）



3. 森林による CO₂ 吸収量の推計

(1) 森林による CO₂ 吸収量の推計

森林による CO₂ 吸収量の推計手法について森林による CO₂ 吸収量の推計手法は、環境省の定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」において、以下の3つの手法が示されています。

- ① 森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法
- ② 森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する手法
- ③ 森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法

本計画では、「①森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」を用いて推計を行いました。

(2) 推計の対象

町内に存在する森林計画対象森林であり、樹種別の面積及び材積を把握可能な民有林（公有林・私有林）を推計対象としました。

(3) 森林吸収量の推計結果

先述の計算方法によると、本町における直近（2023年度）の森林吸収量は約 22 千 t-CO₂ と見込まれています。

図表 2-15 森林の二酸化炭素吸収量の推移（2013-2023 年度）

年次	森林面積	森林の炭素蓄積量	森林の二酸化炭素吸収量
2013（平成 25）年	8,627 ha	2,652,591 t	△22,171 t-CO ₂
2014（平成 26）年	8,627 ha	2,652,641 t	△22,171 t-CO ₂
2015（平成 27）年	8,627 ha	2,652,641 t	△22,171 t-CO ₂
2016（平成 28）年	8,627 ha	2,651,245 t	△22,171 t-CO ₂
2017（平成 29）年	8,627 ha	2,651,245 t	△22,171 t-CO ₂
2018（平成 30）年	8,634 ha	2,776,024 t	△22,189 t-CO ₂
2019（令和 1）年	8,634 ha	2,776,024 t	△22,189 t-CO ₂
2020（令和 2）年	8,634 ha	2,776,024 t	△22,189 t-CO ₂
2021（令和 3）年	8,634 ha	2,776,024 t	△22,189 t-CO ₂
2022（令和 4）年	8,634 ha	2,776,024 t	△22,189 t-CO ₂
2023（令和 5）年	8,577 ha	2,987,405 t	△22,043 t-CO ₂

【(出典) 森林面積・材積：福島県森林・林業統計書、
算定方法：地球温暖化対策実行計画（算定手法編）マニュアル】

森林吸収量の推計方法

本計画においては、2時点の森林炭素蓄積（C）の比較を行い、その差をCO₂に換算して森林吸収量を推計します。

例として、比較をするデータが5年離れている場合は、その期間の年数で除することで単年あたりの吸収量に換算します。

$$\text{推計式} \quad R = (C_2 - C_1) / T_{2-1} \times \left(-\frac{44}{12} \right)$$

記号	名称	定義
R	吸収量	報告年度の吸収量 [t-CO ₂ /年]
C1	炭素蓄積量1	比較をする年度の森林炭素蓄積量 [t-C]
C2	炭素蓄積量2	報告年度の森林炭素蓄積量 [t-C]
T2-1	年数	報告年度と比較年度間の年数 [年]
-44/12	炭素から二酸化炭素への換算係数	炭素(分子量12)をCO ₂ (分子量44)に換算する係数 (注：炭素の増加(プラス)がCO ₂ では吸収(マイナス)となるため、冒頭にマイナスを付けて計算を行う。)

森林炭素蓄積（C）の値を求めるためには、樹種別の材積（V）を調査する必要があります。本町においては、福島県が公表している「福島県森林・林業統計書」より材積の数値を引用するとともに、国の排出吸収量積算のために準備された詳細データ（係数）を用いて素蓄積量に換算を行います。

$$\text{推計式} \quad C_T = \sum_i \{ V_{T,i} \times BEF_i \times (1 + R_i) \times WD_i \times CF_i \}$$

記号	名称	定義
C _T	炭素蓄積量	T年度の地上部及び地下部バイオマス中の炭素蓄積量 (t-C)
V _{T,i}	材積量	T年度の森林タイプiの材積料 [m ³]
BEF _i	バイオマス拡大係数	森林タイプiに対応する幹の材積に枝葉の容積を加算し、地上部樹木全体の蓄積に補正するための係数（バイオマス拡大係数）
WD _i	容積密度	森林タイプiの容積を重量 (dry matter:d.m.) に換算するための係数 [t-d.m./m ³]
R _i	地下部比率	森林タイプiの樹木の地上部に対する地下部の比率
CF _i	炭素含有率	森林タイプiの乾物重量を炭素量に換算するための比率 [c-C/t-d.m.]

これらの推計式及び係数により算出された数値を本計画においては森林吸収量として定義し、2050年カーボンニュートラル達成に向けた長期目標設定の指標として用います。

第3章 計画の目標

第1節 目指すべき環境像

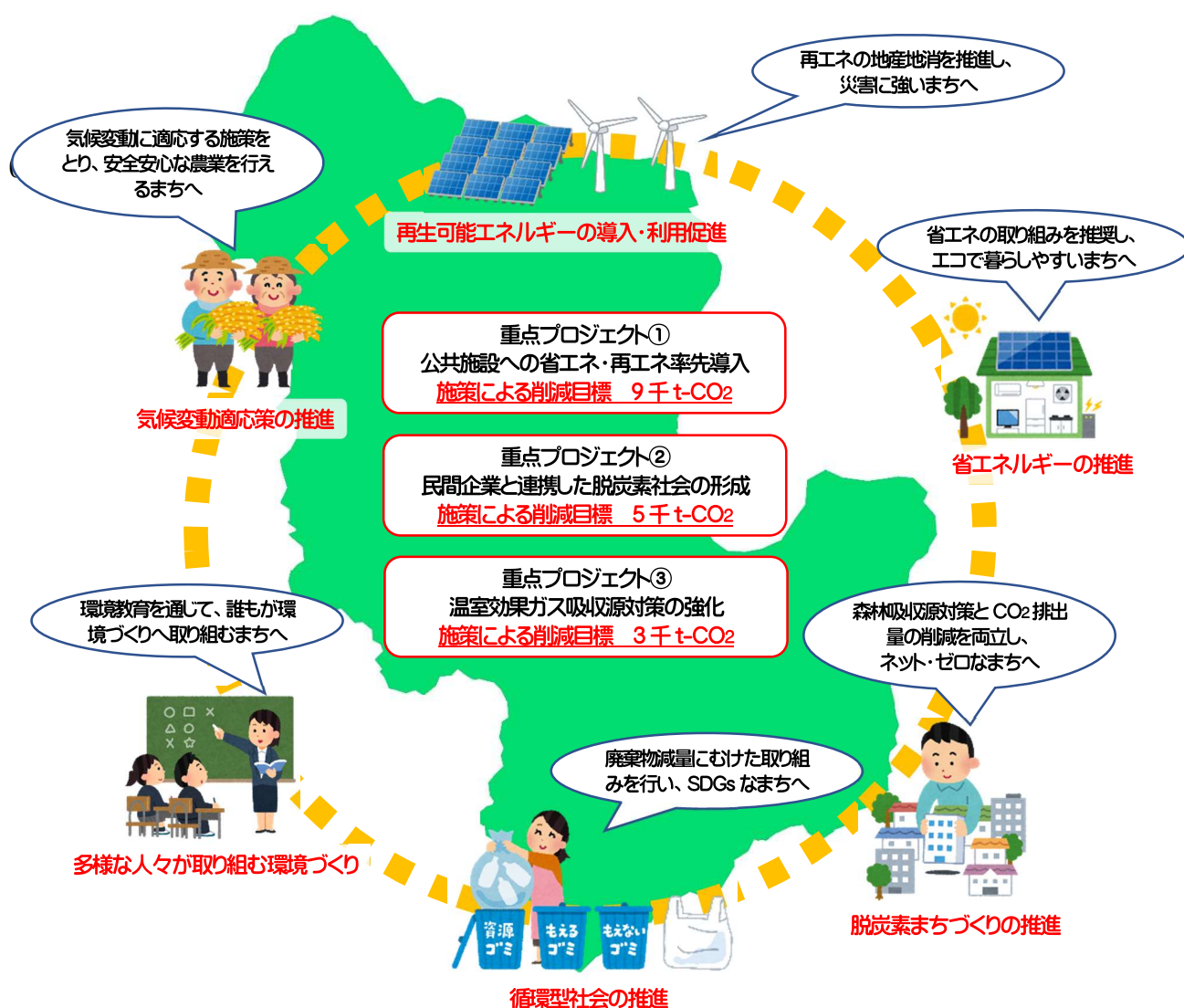
「小野町総合計画（2023～2027）」では、本町の自然特性や社会特性を踏まえ、目指すべき環境像を次のように設定しています。

安全で快適な生活環境のまち

本計画においてもこの環境像を目指すとともに、2050年度における脱炭素社会を見据えて地球温暖化対策に取り組むものとします。

また、地域の環境・社会・経済の統合的な向上に向けて、持続可能な開発目標「SDGs」と連動した基本方針を設定します。

図表3-1 目指すべき環境像「安全で快適な生活環境のまち」のイメージ



第2節 温室効果ガスの総排出量削減目標

国では、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、2021年（令和3年）4月に、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び県の目標を踏まえ、以下の通り設定します。

削減目標

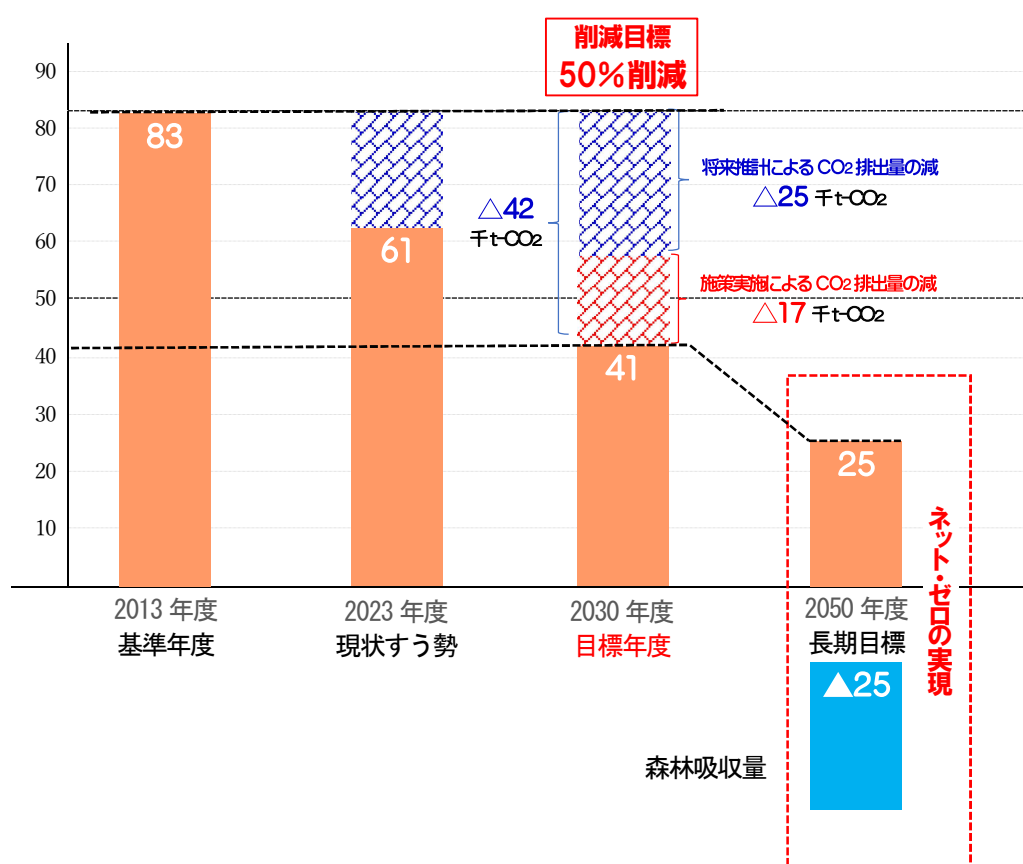
2030年度までに、温室効果ガス排出量を42千t-CO₂削減します。（2013年度比）

2030年度
温室効果ガス
削減目標 **50%削減** （2013年度対比）

2050年度までに、温室効果ガス排出量を58千t-CO₂削減（2013年度比）するとともに、森林によるCO₂吸収量を25千t-CO₂まで改善することで、小野町内の温室効果ガス排出量実質ゼロ「ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）」を達成します。

2050年度目標**ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）**の実現

図3-2 中期目標及び長期目標イメージ

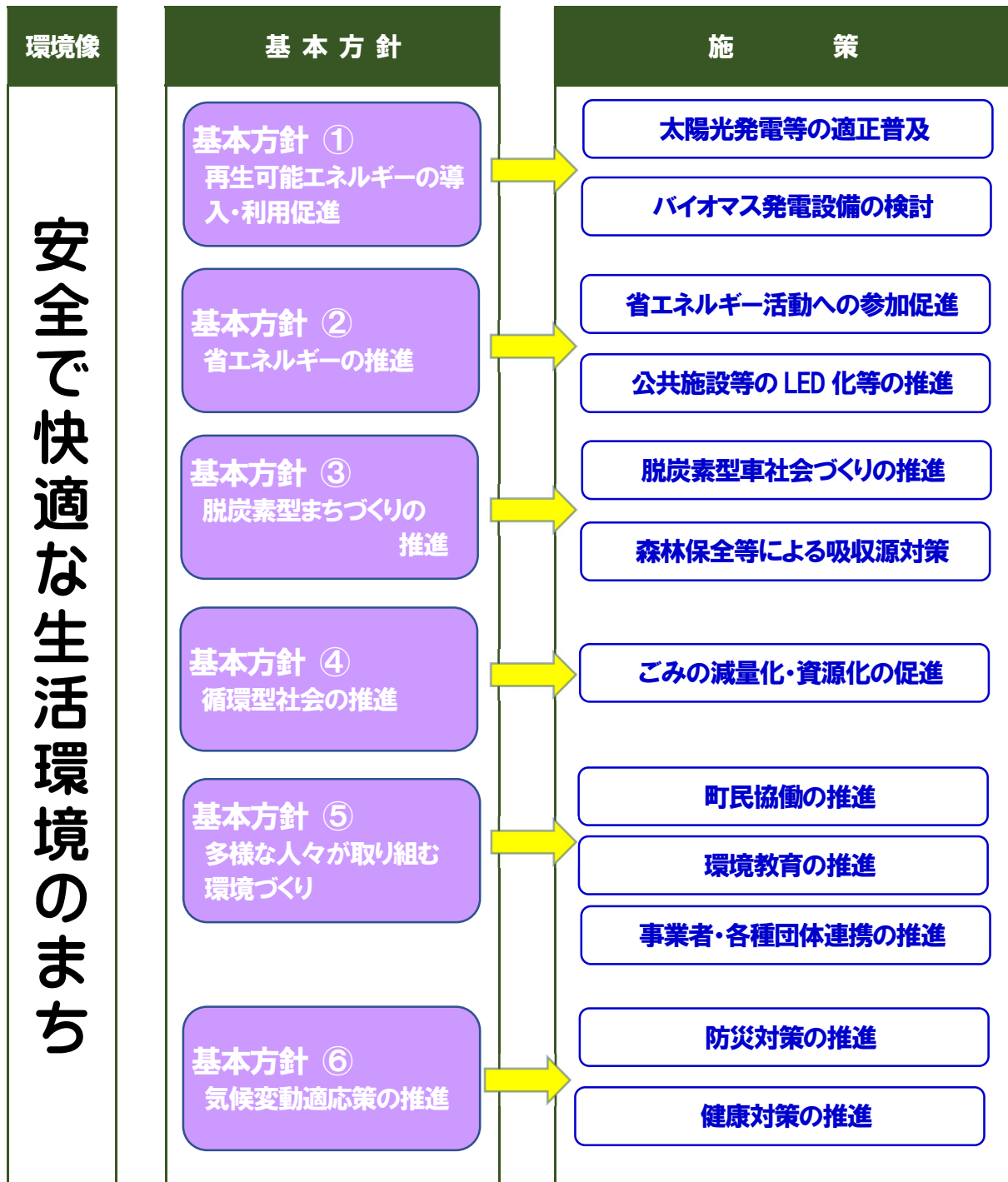


第4章 温室効果ガス削減のための取り組み

第1節 基本方針

本町の望ましい環境像「安全で快適な生活環境のまち」の実現及び温室効果ガスの削減目標達成に向けて、以下の基本方針のもとに、「施策」の推進に取り組んでいきます。

図表4-1 環境像に基づく基本方針・施策



第2節 基本方針に基づく施策・指標、取り組み内容

基本方針 ① 再生可能エネルギーの導入・利用促進

●概要

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うとともに、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの地産地消に積極的に取り組みます。

なお、太陽光発電については導入は促進するものの、施設及び設備が耐用年数を経過したあとの処理及びリサイクルについても、適正に行われるよう検討を進めていきます。

●施策及び施策指標

施策① 太陽光発電等の適正普及

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
太陽光発電等の設置 (住宅用) (累計)	314 件	340 件
太陽光発電等の設置 (事業者) (累計)	61 件	70 件
太陽光発電等の設置 (公共施設等) (累計)	4 件	6 件

施策② バイオマス発電設備の検討

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
バイオマス発電を行うための設備及び 地域資源の可否について調査検討	—	調査・研究 成果の公表

●各主体の具体的な取り組み内容について

主 体	具体的な取り組み
町 民	○家庭用太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入 ○再生可能エネルギーで発電している環境にやさしい電力への切替
事業者	○工場や事業所における再生可能エネルギーの積極的な導入 ○再生可能エネルギーで発電している環境にやさしい電力への切替 ○再生可能エネルギーを活用した事業開発
行 政	○再生可能エネルギー導入推進及び導入支援 ○耐用年数経過後の太陽光発電設備の適正処理 ○公共施設・防災拠点への再生可能エネルギーの優先的導入 ○再生可能エネルギーで発電している環境にやさしい電力への切替 ○バイオマス発電に関する調査・研究

基本方針 ② 省エネルギーの推進

●概要

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が欠かせません。町民・事業者・行政が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取り組み推進にあたっては、国や県と連携し、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取り組みと日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取り組み、双方を推進していきます。

●施策及び施策指標

施策① 省エネルギー活動への参加促進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
「ふくしまゼロカーボン宣言事業」(事業所版) の参加事業所数 (累計)	6 件	12 件

施策② 本町公共施設等の LED 化等の推進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
公共施設等の LED 照明導入完了施設数 (累計)	3 件	10 件

●各主体の具体的な取り組み内容について

主 体	具体的な取り組み
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○「うちエコ診断」を活用する。 ○こまめな消灯など、省エネを意識した行動を習慣にする。 ○LED や省エネタイプの家電を選択する。 ○住宅の建て替えや新築時には「スマートハウス ZEH」を検討する。 ○住宅の断熱性能向上のための取り組みを実施する。 ○「デコ活」に賛同する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○「福島議定書」に参加する。 ○「省エネ診断」を受診する。 ○設備機器の適切な運転管理と保守点検を実施する。 ○設備機器の更新時には、省エネ効果の高い機器を導入する。 ○「デコ活」に賛同する。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○役場新庁舎における省エネルギー対策の推進 ○「第3次小野町地球温暖化対策実行計画」に基づく取り組み推進 ○省エネ推進に関する施策の検討 ○省エネに関する情報提供・発信 ○「デコ活」に賛同する。

※デコ活：脱炭素に繋がる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称。

Decarbonization と Eco を組み合わせた「デコ」と「活動・生活」を合わせた造語。

基本方針 ③ 脱炭素型まちづくりの推進

●概要

地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、公共交通網の再構築、エネルギーシステムの効率化等を将来的に目指した脱炭素型のまちづくりが必要とされます。また、吸収源となる森林の保全にも配慮することが重要です。

また、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、小野町総合計画、おのまち創生総合戦略、小野町過疎地域持続的発展計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、脱炭素型まちづくりを推進していきます。

●施策及び施策指標

施策① 脱炭素型車社会づくりの推進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
電気自動車の導入件数 (累計)	1 件	10 件
V2H システムの導入件数 (累計)	1 件	10 件

※V2H システム：電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)のバッテリーに蓄えた電力を家庭で使用できるようにするシステム。(Vehicle to Home)

施策② 森林保全等による吸収源対策

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
森林整備活動の実施された面積 (累計)	105.13ha	137.04ha

●各主体の具体的な取り組み内容について

主 体	具体的な取り組み
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 (EV) 等のエコカーの導入を検討する。 ○アイドリングストップや急加速をしない等、エコドライブを実践する。 ○公共交通機関の利用に努める。 ○緑化の積極的な推進 (庭、ベランダ、壁面等) ○環境整備活動に積極的に参加する。 ○森林整備の推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○社用車に、電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) 等のエコカーの導入を検討する。 ○配送ルート、走行ルートの見直し等による自動車走行距離を削減する。 ○アイドリングストップや急加速をしない等、エコドライブを実践する。 ○工場、事業所の周囲の緑化の推進
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車に、電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) 等のエコカーの導入を計画的に進める。 ○電気自動車充電設備の整備を促進する。 ○森林環境譲与税の活用等森林環境保全に関する支援策の検討

基本方針 ④ 循環型社会の推進

●概要

町民、事業者、行政などが一体となっておみの減量化・資源化の推進に取り組むことで、エネルギー起源 CO₂ の排出を抑制し、廃棄物分野由来の温室効果ガスの一層の削減に努めます。

●施策及び施策指標

施策① おみの減量化・資源化の促進

施策指標	現状値 (R5)	目標値(R17)
1日1人あたりのゴミの総排出量	757g/人・日	720g/人・日
リサイクル率	13.5%	15.0%

●各主体の具体的な取り組み内容について

主 体	具体的な取り組み
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○おみ分別の徹底、資源おみのリサイクルに取り組みおみ排出量の削減及びリサイクル率向上に努める。 ○家庭における食品ロス削減に努める。 ○マイバッグ等を使用し、レジ袋や過剰な包装を断る。 ○エコマーク製品等、環境にやさしい商品を購入する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○おみ分別の徹底、資源おみのリサイクルに取り組みおみ排出量の削減及びリサイクル率向上に努める。 ○飲食店や小売店における食品ロス削減の実践 ○環境にやさしい製品の開発に努める。 ○エコマーク製品等、環境にやさしい商品を購入する。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○おみ分別の徹底、資源おみのリサイクルに取り組みおみ排出量の削減及びリサイクル率向上に努める。 ○資源とおみの分別指導と啓発の推進 ○食品ロスを減らす取り組みの推進 ○4Rの推進

基本方針 ⑤ 多様な人々が取り組む環境づくり

●概要

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、脱炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取り組み全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

●施策及び施策指標

施策① 町民協働の推進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
地球温暖化対策に関連するイベントの実施回数 (回/年)	0回	1回

施策② 環境教育の推進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
環境講座回数 (回/年)	0回	1回

施策③ 事業者・各種団体連携の推進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
環境対策懇談会 (回/年)	0回	1回

●各主体の具体的な取り組み内容について

主体	具体的な取り組み
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策に係る学習会等への積極的な参加 ○エコライフに関する知識の習得と日常生活での実践 ○地球温暖化に関する情報の積極的な入手
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員に対する環境保全等に関する研修や学習会の実施 ○クリーンアップ活動などの、環境保全活動への参加促進
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○計画内容の周知徹底を図るための学習会・研修会の実施 ○学校等での地球温暖化対策に関する環境教育の実施 ○地球温暖化対策に関する出前講座の実施 ○福島県地球温暖化対策活動推進員との連携 ○活動リーダーの養成 ○環境対策懇談会の主催

基本方針 ⑥ 気候変動適応策の推進

●概要

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、ともに取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取り組みが必要とされており、また、その影響について適切に把握していくことも重要となります。

気候の変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策に取り組んでいきます。

●施策及び施策指標

施策① 防災対策の推進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
防災協定事業所数 (累計)	23 件	30 件

施策② 健康対策の推進

施策指標	現状値 (R7)	目標値(R17)
熱中症患者搬送件数	18 件	5 件
クーリングシェルター (累計)	4 カ所	8 カ所

・各主体の具体的な取り組み内容について

主 体	具体的な取り組み
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップ等を確認するなど、災害への備えを確認する。 ○暑さ指数 (WBGT) を確認して、熱中症に備える。 ○感染症に関する基本的な知識の習得
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害への備えを確認する。 ○暑さ指数 (WBGT) を確認し熱中症に備えるなど、従業員の健康管理に努める。 ○クーリングシェルターの開設
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの周知 ○治山・治水対策の推進 ○防災に関する情報提供 ○熱中症予防の啓発と注意喚起 ○クーリングシェルターの指定及び周知 ○感染症等の予防

※WBGT：熱中症の危険度を示す指標である「暑さ指数」のこと。

クーリングシェルター：指定暑熱避難施設

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」

・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）とは？

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すために、2022年10月に新たに立ち上げられた国民運動です。衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿を描き、具体的なアクションを提案するとともに、官民連携による脱炭素による豊かな暮らし創りに向けた取り組みを展開することで、新たな消費・行動の喚起とともに、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出にもつなげていくとしています。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿



【(出典) 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動サイト (環境省)】

●新しい豊かな暮らしを後押しする4つの切り口

以下の切り口で、知り、触れ、体験・体感できる多様な機会・場などが発信されています。

(1) テレワークなどの働き方、暮らし方での後押し

デジタルも駆使して、多様で快適な働き方、暮らし方を後押し

(2) 豊かな暮らしを支える製品・サービスで後押し

脱炭素化につながる新たな暮らしを支える製品・サービスを提供・提案

(3) インセンティブや情報発信を通じた行動変容の後押し

インセンティブや効果的な情報発信を通じた行動変容の後押し

(4) 地域独自の暮らし方での後押し

地域独自の (気候、文化等に応じた) 暮らし方の提案、支援

第5章 重点プロジェクト

第1節 重点プロジェクトの設定

重点プロジェクトとは、小野町の目指すべき環境像を実現するため、各施策の中でも重点的に取り組むことで、計画全体を先導していく事業をまとめたものです。

本町においては、下記の3つの取り組みを重点プロジェクトとし、重点的に推進します。

1

公共施設等への省エネ・再エネ設備率先導入

- 省エネルギー診断を実施することで、削減可能なCO₂排出量を明確化し、効果的な省エネ設備導入を推進
- 公共施設等へ再生可能エネルギー設備を導入するとともに、再エネ由来電力の導入についても積極的な取り組みを行う。



2

民間企業と連携した脱炭素社会の形成

- 町民、事業者の太陽光発電を支援し、電力の自家発電・自家消費体制を確立
- 町内企業と連携を行い、地域資源を活かした再生可能エネルギーの地産地消のための体制を確立



3

温室効果ガスの吸収源対策の強化

- 地域コミュニティが行う環境整備事業について支援を行い、地域住民の脱炭素行動を後押しする
- 適切な間伐や循環利用について支援を行い、森林吸収対策を推進



第2節 重点プロジェクトの取り組み

公共施設等への省エネ・再エネ設備率先導入

- 公共施設等の脱炭素に向けた省エネルギー機器整備、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 本町が所有する公共施設等について、省エネルギー診断を実施し、削減可能なCO₂排出量を把握します。
- 再生可能エネルギーの導入可能性が多く、かつ電力消費量が多い公共施設等については、自己所有PPA方式・リース方式等の導入手法の中から適切な手法を選択し、積極的に太陽光発電設備を導入します。

プロジェクト
目標

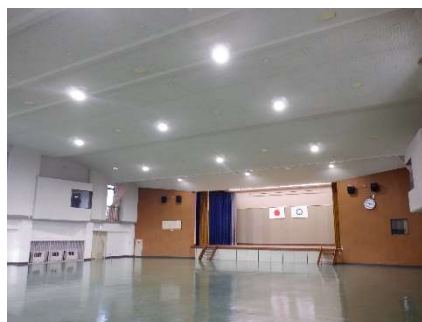
小野町の事務事業から排出されるCO₂排出量

⇒2030年度までに **50%以上削減** (2013年度比)

公共施設等への省エネ・再エネ設備率先導入のための2つの取り組み

省エネルギー診断の実施

小野町の所有する公共施設等について、省エネルギー診断を実施することで、削減可能なCO₂排出量を明確化するとともに、対象機器について積極的に省エネルギー機器への転換を行います。



LED照明が導入された多目的研修集会施設

再生可能エネルギーの導入検討

既に再生可能エネルギー設備を導入している施設については、使用エネルギー節約のためのLED化等を進めます。

また、その他の公共施設等のうち、CO₂排出量上位の施設については、再生可能エネルギーの導入可能性を検討し、積極的に導入に向けて取り組むとともに、導入が困難である場合にはエネルギー構成のうち再生可能エネルギーの占める割合が大きい電力プランを採用することで、CO₂排出量を削減します。



- ① 役場庁舎
- ② 多目的研修集会施設
- ③ 勤労青少年ホーム
- ④ ふるさと文化の館
- ⑤ こども家庭センター
- ⑥ 小野中学校
- ⑦ 小野小学校
- ⑧ 小野町児童館
- ⑨ B&G 海洋センター
- ⑩ 町民体育館

民間企業と連携した脱炭素社会の形成

- 2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、「2030年度までに新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備を設置することを目指す」という政府目標が定められており、本町においても同水準での設置を目指し補助金制度を設け、太陽光発電システム及び家庭用蓄電池の普及を促進しています。
- 自家利用型太陽光発電システムの効果を広報するとともに、地域の民間企業と連携し本町で発電した再生可能エネルギーを本町で消費できる体制を構築することで、脱炭素社会の形成を後押しします。

プロジェクト
目標

民間部門から排出されるCO₂ 排出量

⇒2030年度までに **50%以上削減** (2013年度比)

民間企業と連携した脱炭素社会の形成のための2つの取り組み

自家利用型太陽光発電設備の導入支援

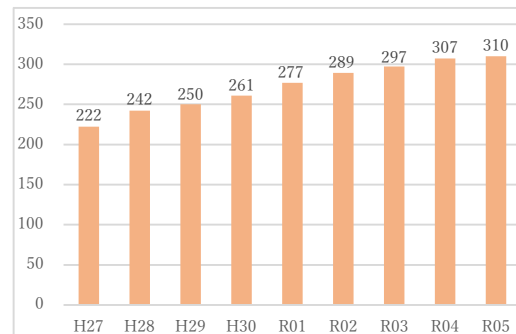
自家利用型太陽光発電設備を導入する町民・事業者に対して、導入を促進する支援体制を確立し、地域における再生可能エネルギー設備導入を推進します。



再生可能エネルギーの地産地消のための体制構築

小野町の太陽光発電設備から生み出される発電電力量は、年間103,674MWhと推計され、小野町の電力需要を大きく上回る数値となっていますが、その多くは町外で利用されていると推測されます。

脱炭素社会の形成のためには、小野町内の再生可能エネルギー消費量を増加させることが必要となるため、民間企業と連携し再生可能エネルギーの地産地消体制を確立します。



太陽光発電設備 (10kW未満) の導入件数の推移

温室効果ガスの吸収源対策の強化

- 小野町の森林面積は、8,577haであり、町域の68.5%を占めています。
- 森林は、地域産業の発展並びに土地の保全、水資源の確保、自然環境の保全、CO₂の吸収等多面的な機能を有しており、これらの機能発揮を通じて地域の生活と深く結びついています。
- このような地域特性を踏まえ、森林資源の保全及び温室効果ガスの吸収源対策の強化という双方の目的を達成するため森林整備の推進を行います。

プロジェクト
目標

温室効果ガスの吸収量

⇒2050年度までに **25千t-CO₂/年へ改善**

温室効果ガスの吸収源対策の強化のための2つの取り組み

地域コミュニティによる環境整備活動の支援

森林整備活動の推進、地域コミュニティが自主的に実施する環境整備活動について、活動を継続するための制度構築・事業設計を行い、地域住民が環境整備活動に取り組みやすくなる体制を構築します。また、環境整備活動を通じて脱炭素へ興味・関心をもっていたことで、地域の脱炭素を後押しします。

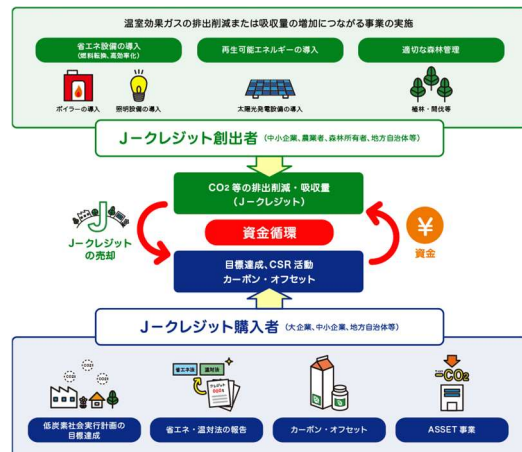


【(出典) 林野庁関東森林管理局 HP
(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/joetu/works/01.html>) より】

森林整備活動の推進

森林の機能は、間伐の継続的な実施と森林資源の循環利用を促進することで発揮されます。本町においても、森林整備活動を十分に行うことができるよう、中長期的な視点で森林経営を行う森林所有者等に対し運営支援を行います。

また、CO₂削減量を市場で取引可能とする「J-クレジット制度」についても活用に向けて、検討を進めていきます。



【(出典) 経済産業省 HP
(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/japancredit/index.html) より】

第6章 地域脱炭素促進事業の促進に関する事項

国は、地域の合意形成を図りながら、地域の脱炭素を進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正を行い、地域の環境保全や課題解決に貢献する再生可能エネルギーを活用した地域脱炭素促進事業を市町村が認定する仕組みを創設しました。

この仕組みは、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する際、地域脱炭素促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」といいます。）等を定めるように努めるものとされています。

本町においては、環境省令及び福島県の定める「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準」に基づき、福島県や町民、地域事業者と調整を図りながら設定に向けた取り組みを進め、改定時に別冊で定めることとします。

地域脱炭素促進事業策定事項（構想案）

1	再生可能エネルギーの種類 太陽光発電設備	4	地域脱炭素のための取組 促進区域に指定した公共施設について、本町が積極的に事業を誘導する
2	対象となる施設 すべての規模の施設	5	環境保全のための取組 環境省の定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守
3	対象として想定する区域 公共施設等・所有地	6	持続発展の取り組み 太陽光発電設備を活用し、平時の脱炭素と防災機能強化を両立する

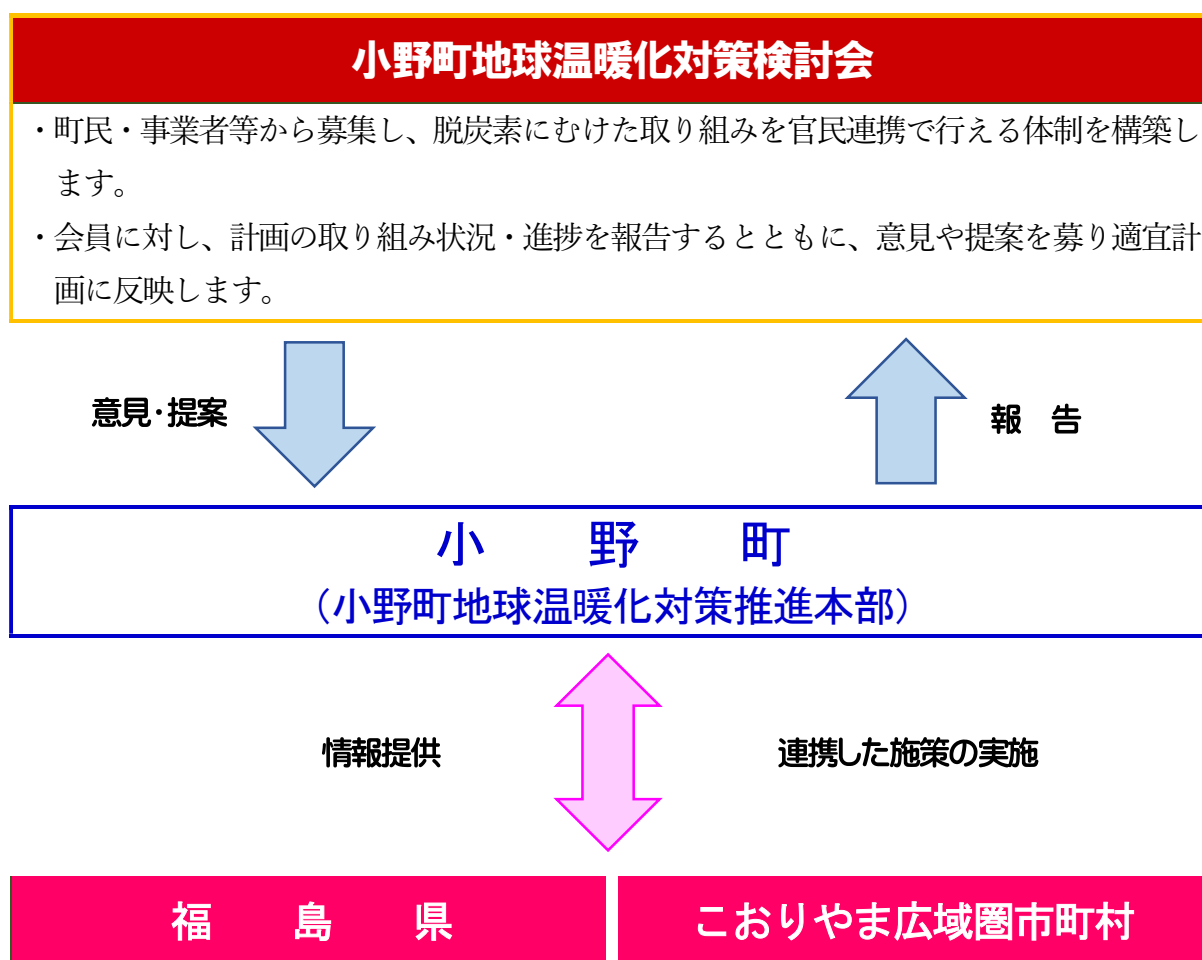
第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

地球温暖化問題は、特定企業の活動によってのみ引き起こされるものではなく、町民や事業者それぞれの日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と大きく異なります。

本町においては、日常の生活や事業活動から産業活動、都市構造や交通体系に至るまで、町内の自然的、経済的、社会的で多様な側面からの取り組みを推進するため、町民・事業者・行政からなる「小野町地球温暖化対策検討会」を立ち上げ、多様な関係者との連携・協力を進めていきます。

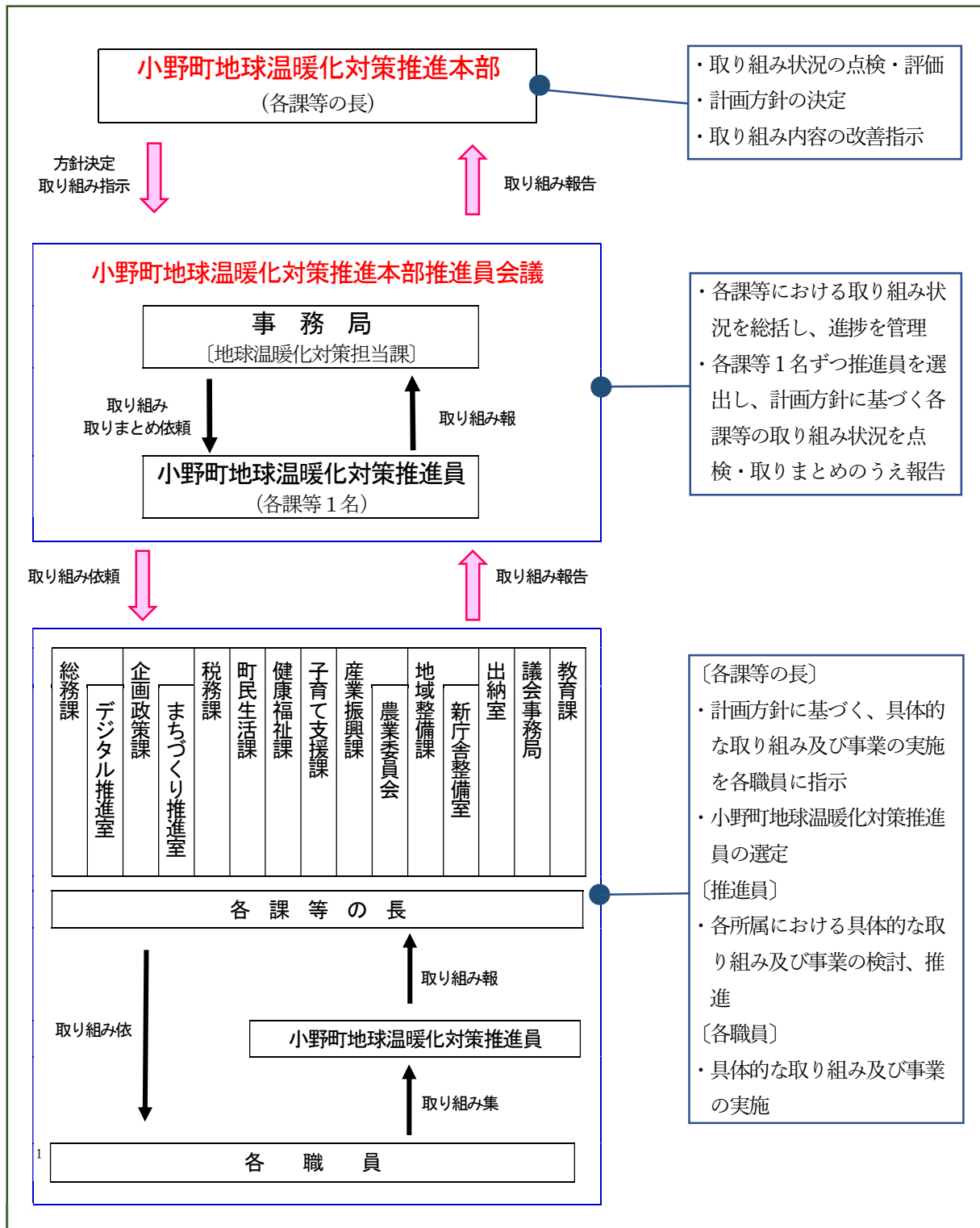
図表7-1 推進体制図



1. 庁内推進体制

本計画に掲げた本町の取り組みを推進するため、町長を本部長とした課長級の職員で構成された「小野町地球温暖化対策推進本部」により、計画の進捗管理を行うとともに庁内の調整を行います。

図表 7-2 庁内推進体制図



2. 全体的な推進体制

計画の全町的な取り組みを推進するため、計画の取り組みへ賛同する町民・事業者等から構成される「小野町地球温暖化対策検討会」を今後組織し、当該組織へ計画の進捗状況等を報告することで進捗管理を行うとともに、意見や提案を募ることで計画の修正や更なる推進を図ります。

また、当該会議を通じて、町内各主体への情報提供・情報発信に勤め、進捗状況や課題を共有し、連携を図ります。

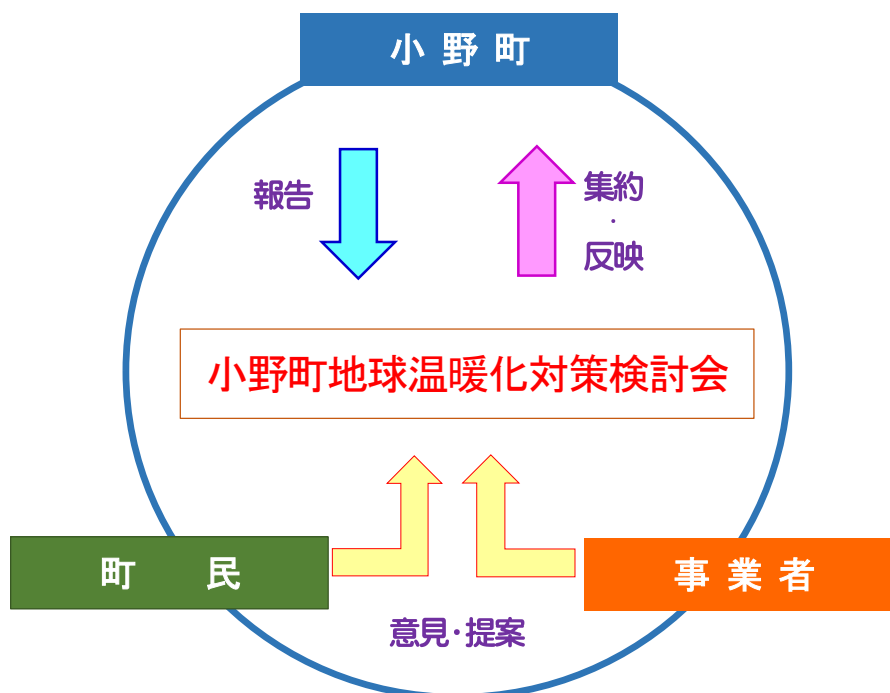
3. 広域的な連携

気候変動影響への適応策など、広域的な取り組みについて連携を図るため、こおりやま広域圏自治体で組織する「こおりやま広域圏気候変動対策推進研究会」での検討のみならず、共通課題をもつ広域自治体や福島県と連携して取り組みを推進します。

4. 「小野町地球温暖化対策検討会」について

本計画の取り組みを推進し、計画目標に定める2030年度温室効果ガス排出量50%減及び2050年度「ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）」を達成するためには、町民・事業者・行政が問題意識を共有し同じ目標に対して取り組みを共同して行っていく必要があります。

よって、本町においては今後「小野町地球温暖化対策検討会」を組織し、計画の取り組みに賛同する町民・事業者に対して、会員として会議に参加を依頼し、参加いただいた会員と連携した事業展開を図ることで目標達成に向けた取り組みを推進します。



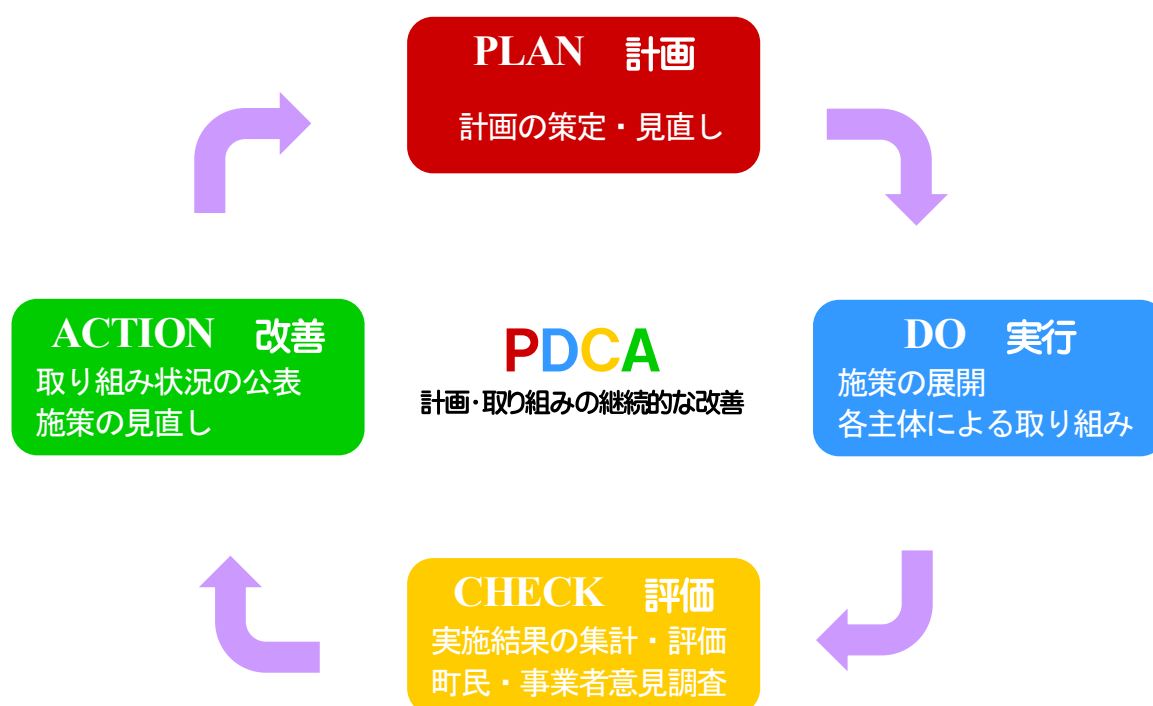
第2節 計画の進捗管理

1. PDCAサイクル

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・行政の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施するとともに、取り組み状況について公表・周知していきます。

図表 7-2 PDCAサイクルによる計画の進行管理



2. 取り組み状況の公表

施策の取り組み状況は、基本方針で定めた指標及び重点プロジェクトで設定したプロジェクト目標を用いて確認します。

「小野町区域内」及び「小野町が実施する事業」から排出される温室効果ガスについても定期的に算定を行い、計画の進捗管理を行います。

なお、本計画の取り組み状況については、町公式ウェブサイト等を活用しながら、町民や事業者に対して情報を公表します。

○IPCC (気候変動に係る政府間パネル)

気候変動に関する政府間パネルの略称。世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) との協力のもとに、二酸化炭素などの温室効果気体の増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的及び社会・経済的評価を行い、得られた知見を、政策決定者を始め、広く一般に利用してもらうことを任務として 1988 年に設立された。

○RE100 (Renewable Energy 100%)

企業等が自らの事業活動に使用する電力をすべて再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブ (主導権) のこと。

○EMS (Environmental Management System)

全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施・達成し見直ししかつ維持するための組織の体制、計画活動、責任・慣行・手順、プロセス及び資源を含むもの。

○うちエコ診断

各家庭の光熱費や電気・ガスの使用量をもとに、専用ソフトを使って二酸化炭素 (CO₂) の排出量を「見える化」し、ライフスタイルにあった無理のない省エネ・節約方法を提案する環境省の制度のこと。

○エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS) のこと。

○SDGs (持続可能な開発目標)

2015 年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のこと。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲット (達成基準) から構成される。

○SBT (Science Based Target)

企業が設定する温室効果ガス排出削減目標の指標となる国際的なイニシアチブのこと。

○LED 照明

電気を流すと発光する半導体の一種である、発光ダイオード (Light Emitting Diode:LED) を用いた照明。蛍光体に続く、第 4 世代のあかりとして期待されている。

○温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーは、地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー (赤外線) が放出される。この放出された赤外線の一部を吸収し温室効果をもたらす気体の総称を、温室効果ガスと呼ぶ。温室効果ガスの種類には、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがある。近代以降、電力や化石燃料などのエネルギーの使用により温室効果

ガスが人為的に排出されたことで、温室効果ガスが増大し、これが地球温暖化問題の主な原因となっている。

○カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナス・ゼロとなることを指す。

○カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。

○気候変動適応法

2018年6月に公布された法律。この法律では、地球温暖化その他の気候の変動に起因して生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを踏まえ、国、地方公共団体、事業者国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割などを定めている。

○クーリングシェルター

環境省の提唱する仕組みであり、熱中症特別警戒アラート発表時に一般開放される、市町村指定の暑熱避難施設のこと。今後、法制化に向けて検討が進められている。

○現状すう勢

現状から追加的な対策を見込まず、現状のまま推移した場合のこと。将来の温室効果ガス排出量について、対策を実施した場合・行わない場合の比較のために推計を行う。

○コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率が実現可能となる。

○再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーのこと。

○4R (Reduce, Reuse, Recycle, Refuse)

4Rは Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称。Reduce (リデュース) はごみの排出量そのものを減らすこと、Reuse (リユース) は使えるものは繰り返し使うこと、Recycle (リサイクル) は、ごみを資源として再利用することを指す。これにごみを出さないための Refuse (リフューズ) を追加して、4Rとして

いる。

○J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

○食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では、年間約472万トン（国民一人あたりに換算すると一日あたりお茶碗約1杯分）の食品がロスされており、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた食料支援量と、ほぼ同等であるとの推計が示されている。

○森林吸収量

森林を構成する樹木が光合成により固定するCO₂量のこと。

○ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House」の略で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギー性能の向上等により使用するエネルギーを減らし、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーからエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す住宅のこと。

○ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building」の略で、建物の省エネルギー性能の向上等により快適な室内環境を維持しながら使用するエネルギーを減らし（省エネ）、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーからエネルギーを創る（創エネ）ことで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物のこと。

○地球温暖化対策の推進に関する法律

1998年10月に公布された法律。この法律は、1997年に採択された京都議定書において、日本が温室効果ガスの排出量を2008年～2012年の間に1990年レベルよりも6%削減することを義務づけられたことを踏まえ、国や自治体に温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を求めたもの。同法律では、国民に対しても、日常生活における温室効果ガスの抑制・削減を求めている。

○気候変動がもたらす8つの主要なリスク

1. 海面上昇の沿岸域の被害

氷床の融解により海面が上昇し、沿岸部での高潮や浸水、沿岸生態系（珊瑚礁）の破損が深刻化する。

2. 大都市部における洪水被害

局地的な豪雨の激甚化により、人口や資産が集中する都市部で大規模な浸水・洪水被害が発生するリスクが高まる。

3. 極端な気象によるインフラ停止

猛暑や暴風雨などの極端な気象状況により、電力網、情報通信網、交通機関、水道などのインフラが機能不全に陥る。

4. 熱波による健康被害と死亡リスク

記録的な猛暑日や熱帯夜の増加により、熱中症のリスクが急増し、特に高齢者や屋外労働者の生命を脅かす。

5. 水資源の不足

気温上昇と降水パターンの変化により、特に乾燥地域や水資源に乏しい地域での深刻な水不足が顕著化する。

6. 食料生産の減少と供給不足

干ばつや異常高温、病虫害の増加により、主要農作物の収穫量が減少し、世界的な食料不安を引き起こす。

7. 陸上・海洋生態系の崩壊

気温や水温の上昇に適応できない動植物が絶滅の危機に瀕し、生物多様性や海洋性生態系（魚類の大量死など）に回復不可能なダメージを与える。

8. 生態系サービス（自然の恵み）の損失

自然環境が提供する水質浄化、気候調節、病虫害の抑制などの機能が低下し、人類の生存基盤が損なわれる。

○テコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すために、2022年10月に新たに立ち上げられた国民運動のこと。

○ネット・ゼロ(Net Zero)

温室効果ガスの人為的な排出量から、植林や技術的な除去による吸収量を差し引いた「正味（ネット）の排出量を実質ゼロにすること。「カーボンニュートラル」もほぼ同義であるが、「ネット・ゼロ」はより「大幅な排出削減」と「全温室効果ガス」に焦点が当てられる傾向がある。

○パリ協定

2015年11月末から12月中旬に、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みをとりきめた協定。史上初めて、温室効果ガスの排出削減の取り組みに途上国も含むすべての国が参加する枠組み。今世紀後半に温室効果ガス排出の「実質ゼロ」を目指すことが盛り込まれたほか、条約に加盟するすべての国が自主的に削減目標を作成し、国連に提出、対策をとり、5年ごとに見直すことが義務づけられた。

○ヒートポンプ給湯器(エコキュート)

空気の熱と電気を使って効率的に給湯する貯湯式給湯器のこと。

○PPA方式

発電事業者の費用負担により太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をしたうえで、発電設備で発電された電気を需要家に供給し、需要家は使用した電力量に応じて電気料金を事業者を支払う仕組みのことを指す。なお、太陽光発電設備を需要家の敷地内に設置する場合はオンサイトPPA、需要家の敷地外に設置する場合はオフサイトPPAという。

○V2H

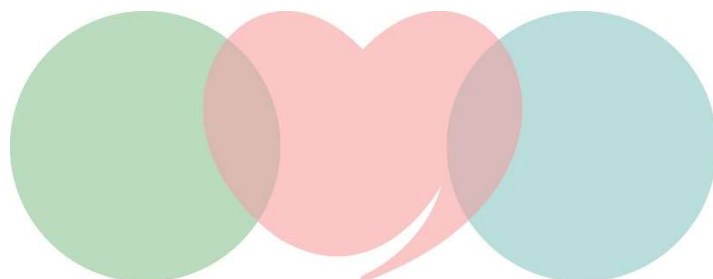
電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）に蓄えられた電力を家庭用に活用する技術のこと。

○ふくしまゼロカーボン宣言

福島県が実施する 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、県内の事業所が地球温暖化対策に取り組むことを宣言する事業のこと。

○HEMS (Home Energy Management System)

家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。



ONOMACHI

**小野町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編・区域施策編)**

小野町 町民生活課

〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92 番地

TEL 0247-72-6933 FAX 0247-72-3121

E-mail : chouminseikatuka@town.fukushima-ono.lg.jp

HP URL : <https://www.town.ono.fukushima.jp>
